

## 論 説

天皇親政体制の虚実  
——明治大帝伝説から昭和天皇へ——

田 村 安 興

## 目 次

はじめに

1. 天皇親裁体制の成立
  - (1) 天皇親政伝説の由来
  - (2) 親裁体制の成立過程
2. 『明治天皇紀』にみる国事行為
  - (1) 明治天皇の親裁記録
  - (2) 明治元年から明治8年の国事行為
  - (3) 西南戦争期における国事行為
  - (4) 西南戦争以降の国事行為
  - (5) 『明治天皇紀』に記された行幸記録
3. 大元帥としての明治大帝像
  - (1) 明治天皇と軍制
  - (2) 明治大帝伝説と和歌
4. 大元帥としての昭和天皇像
  - (1) 「四方の海」伝説と昭和天皇
  - (2) 『昭和天皇独白録』と親裁
  - (3) 昭和天皇と軍高官

むすび

はじめに

本稿のタイトルを「天皇親政体制の虚実」としたことは、明治太政官制以降における国体の前提としての天皇親政（親裁）をめぐって、近代日本は混迷を

深めたという歴史認識がその背景にある。もとより天皇親政とは神武紀、崇神紀の伝説である。明治政権が帰着した政体は親裁というべきであった。しかし、明治初年の公式文書においても、親裁と親政の文字が混在している。戊辰戦争は親征詔によって始まり、東幸（東京奠都）の目的が親政のためとされ、『太政官沿革志』でも親政体制と称した。一方で奠都詔には「朕今万機親裁」とある。軍は天皇を大元帥とする親征集団として、徴兵令以降実質的に独立した。軍が実質的に独立して以降、宮中派は親政運動を行い、後述のように岩倉具視、三条実美を通じて親政に関する上奏をしきりに行った。憲法制定以降、文官官僚派は憲法体制に天皇親裁を包摂したが、親政と考える勢力は昭和まで存続した。親政かあるいは親裁かという国体論は、文武官、官僚派と親政派の中で玉虫色の形で決着した。国体論は後の近代史の中で内訌し、親政への回帰をめざす昭和維新運動となった。

明治憲法体制の天皇、特に明治天皇、昭和天皇による統治権総攬、大元帥という存在は名目的な存在であり、実態は百官分任、多元的統治形態による立憲君主制であったとする見方がある。そのような曲解を生じさせた所以はGHQの戦後処理にあり、日本の伝統的な政治決着である、君側の奸臣に非を求めた事にある。君側の奸臣に非を求めて王制を存続させる方法は東洋の伝統でもある。ところが君側の奸臣の共同謀議として決着した極東軍事裁判は、その後遺症を日本に残した。そして、維新のスローガンであった天皇親政の実態が明らかにされないまま歴史の闇に葬られた。

親政と親裁は明治初期においてもほぼ同義に用いられていたが、現世における政の総てに涉って天皇親らが行うことのみを親政と言うならば、親政は日本の歴史上行われた事がなかった。一方で、最終決定の聖断のみを天皇親ら行うという意味において、明治以降の朝廷と行政政府は、大正期を除き、あくまで親裁を追求してきた。天皇親裁が適切な用語である。政府の事務が肥大化した時期において、天皇がすべての政に関与するかのような親政は不可能であった。

憲法制定以降における天皇親裁を支えた者は、内大臣、内閣総理大臣、その他国务大臣、元老、侍従武官、陸海軍大臣、参謀長、軍令部長、侍従長、枢密

院議長、同副議長等の文武官、皇族宮武官らであった。太政官制時代とは基本的に大きな相違はなかったが、左右大臣、太政大臣の役割が分任され、実権を有するものが輔弼となった点において太政官制時代に比べれば、合理的、効率的なシステムとなった。

しかし、陸軍と海軍、陸軍参謀本部と海軍軍令部、そして軍将校である侍従武官、さらに皇族・親王宮武官がそれぞれ個別に天皇の下に統帥され、軍令、軍制には総理大臣も関与できないという憲法の制度的問題点を内に孕んでいた。また、総理大臣の役割が内閣の単なる首班<sup>1</sup>にすぎず、各省の権益に政治は介入できないという問題点を孕んでいた。

本稿の課題は、従来歴史観によって大きく見解を異にし、かつ宮内省（庁）の厚いベールに包まれていた親政（親裁）の実態を、可能な限り史料に即して明らかにする事にある。

## 1. 天皇親裁体制の成立

### (1) 天皇親政伝説の由来

明治19年に提出された憲法草案試案では第一条「日本帝国ハ万世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」であった。治スはシラスと読む。これが「大日本帝国ハ万世一系天皇之ヲ統治ス」となった。憲法制定以降において、伊藤博文、井上毅は、統治スの意味はシラスであるという説明を行った。しらすは『記紀』と『続日本紀』宣命に頻出する語彙である。上代動詞の言霊伝説による、親裁の虚像と実像との狭間で日本は苦しんだといえる。近代日本の政体は“しろしめる親政”でなければならないという『記紀』の言霊伝説によって振り回された。“しろしめる”“しらす”が意味するものは、最高の統治者とは国民に知られているだけの存在である、という中国の皇帝伝説をやまと言葉で咀嚼したものが、憲法草案第1条末尾“しらす”であった。

しろしめる親政なるやまと言葉が意味するものの起源は、管見では老子『道德教』にある。『記紀』成立時期の8世紀において、統治の無為自然を道教的理想像とする事が中華文化圏において常識となっていた。稲荷山古墳鉄剣銘文

「<sup>わかたける</sup>獲加多支鹵大王寺在<sup>だいおう</sup>斯鬼宮時吾左<sup>しろしめるあめのした</sup>治天下」は謎が多い五世紀中葉と見られている。倭言葉の Shirasu は大陸由来の無為自然的統治と縄文語、やまと言葉が結びついたものである<sup>2</sup>。

日本は道教教義である天神，地祇，鬼神，陰陽五行などを受け入れたが，最も重要な道の思想をそのまま受け入れたわけではなかった。大陸由来の道教では，道とは天に先だって永遠に先んずるものであり，老子の神格化に通じたが，日本では土着宗教に吸収された。道教は日本の土着の神と一体化し，道は消去され，ただ断片的な史書の説話や語彙のみを受容した。

聖人とされた堯の説話は，渡来系王朝の支配層には広く知られていたはずである。「帝力何有於我哉（帝の力がどうして私に関わりがあるというのだろうか）」という民の声を聴いた堯は，天下が治まっていると安堵したという伝説<sup>3</sup>が，理想的な統治を意味する「しらす」の根拠である。皇帝による親政でありながら，民には被統治者意識を持たせず，「しろしめる」だけが理想とする意識が，このやまと言葉には込められていた。

大王と言われていた倭の国王が，天皇という称号を与えられた時，すでに神格化が行われた。8世紀初頭に成立した『記紀』においては神武紀以降，天皇の称号が用いられているが，現実の歴史上において天皇という名称が使われるようになったのは，7世紀後半の天武天皇（第40代），持統天皇（第41代）の時代まで下るとする見解が多い。

ところが天皇という称号を辺境倭国の王が外交上で用いることは，中華文化圏では非常識であった。天皇という称号は中華文化圏の三皇（天皇・地皇・人皇）中でも最上位の神であり，聖人とされた黄帝・堯・舜以上に優越した神秘的な神だからである。『記紀』成立期前後において，それまでの日本の大王を天皇と称した事は外交上の理由からだけではなく，渡来人である王家のルーツに神秘性を持たせようとしたものであった。

『記紀』に描かれた日本天皇の職務は，神祇と政を統括し，軍を統帥する事にあり，中国皇帝を模したものであった。渡来系の豪族によって担われた王家であるだけに当然であった。

天皇の実際の職務は，神事を執り行うが，日常の神祇の職務は神祇官<sup>4</sup>，政

は太政官、軍務は（征夷）大將軍に委任し、裁断のみを自ら行ってきた。代々の中国皇帝政も同様であった。『記紀』に描かれた日本の王家が、渡来系の豪族の首長によって担われ、或いは担がれて即位したことはいまや異論を唱える者は少ない。渡来人系豪族（『記紀』神代紀では天津神）は在来豪族（『記紀』神代紀では国津神）の首長を支配、連携して諸国を連合させたことは『記紀』からも『漢書』からも明らかである。在来豪族も元を遡れば渡来人であることに変わりがない。

政務、軍務、神祇を委任された有力豪族は、物部氏、葛城氏、蘇我氏、中臣氏等へと変遷した。最終的な裁断のみを天皇が下す建前であり、文書には親鈴を付すことが親政であった。重量がある印は側近が押印する。

天神地祇とは『記紀』に類出する漢族由来の宗教用語であり、神祇と略される。『日本書紀』に描かれた皇祖像は祭事に関しては神祇官に委ね、現世を統治する政は太政官に委ねるものであった。『記紀』に描かれた天皇による神祇の職務を端的に言えば、この国の天神地祇への祈りの総括者であり、それは道教の教義に則ったものであった。

文武天皇以降における詔冒頭「現御神止大八島國所知天皇」（明神止大八州あきつみかみとおおやしま所しろうしめすやまとねこ知倭根子）は、従来の神道学では誤解され、天皇が現御神（明御神）であるとするとするものが多い。しかし現御神とは生ける天皇自身への尊称ではなく、祭事を行う時において、神々への祈りの総括者という立場を示すものである。すなわち、『統日本紀』宣命の冒頭の意味は、「現世に現れた八百万の神々と日本全土を統治する倭出身の天皇」という意味になる。『日本書紀』神代紀には現御神を示す語はほとんどなく、現御神なる修飾語は後世の脚色である<sup>5</sup>。

しかし、明治維新における天皇親政というスローガンが意味するものは、現世の政さえも天皇は委任せず、自ら親政を行うという、神武紀神話への回帰が前提とされ、しかも近代立憲制のもとで、行政機構が親政を包摂するという無謀なスローガンであった。その点で、明治維新の前提である天皇親政と立憲主義とは、相矛盾する政体を前提としていた。

天皇親政の幻想は『日本書紀』神武紀における神武天皇神話に由来する。『記紀』を学ぶ国学徒であった、尊王攘夷運動を推進した勢力にとって、神代の天

皇像にまで現実の天皇を戻す事が維新のスローガンである事は時代錯誤ではなかった。しかし明治の官僚は天皇親裁を憲法体制の中で完結させ、天皇親裁を官僚の輔弼によって実現させるための努力と時間を必要とした。

中国の宰相は君主に仕え百官を率い、将軍は軍を率いた。古代中国では、統帥権の象徴である虎符は、将軍と君主が分割して保有し、将軍は2つの虎符ともに所有しなければ、単独では兵を動かすことはできなかった。君主の許可なく単独で兵を動かせば将軍は厳罰を受ける。中国の君主制は、軍事行動の発動、即ち軍令は皇帝の許可を必要とするが、軍政、軍制は将軍に委任された。また民政は宰相に委任される事を常とした。

明治以前の日本の政体を大別すると、古代の豪族連合政権の時代、朝廷を中心とした王権が強化された時代、王権、貴族、社寺、武家ら権門勢家に国家が分掌された時代、武家政権による集権国家の時代があった。従来、評価が大きく分かれたのは中世を如何に評価するかである。中世は古代権力と武家権力が権力を巡って争い、その結果武家権力が勝利した時代とする見解が多かった。しかし、古代以来の日本は、朝廷と武家、社寺は権門として互いに利用し、国家機構の中で棲み分けて明治まで存続していたとする見解がある。国家は公家、皇族、寺社、武家ら職能的役割をもった権門組織からなり、官衙と官人は天皇にとってすでに家産的役人ではなかった。王権は諸々の権門に分掌されていた<sup>6</sup>。国家機構としての権門体制における王権は弱体形式的、非集権的であった。天皇が主導権を持ちうる可能性があった建武政権は反動的復活であった。徳川幕藩体制は武家権門体制による集権国家の完成であり、朝廷の官僚組織を否定し、武家官僚組織による、郡国制的集権国家であった。幕藩体制は権門としての朝廷を否定せず、朝廷の権威を温存、依存した。国家機構において、徴税権をいかなる権力が掌握するかに関心は集約される。古代朝廷の徴税権は権門勢家に分任されたが、近世においては幕府と諸藩に分任された。徴税を担う官吏は幕府と諸藩の役人が担い、朝廷の太政官官吏組織は名目すぎなかった。

明治の革命は武家権門による徴税組織を否定するとともに、同時に朝廷官僚組織を近代的官僚組織への編成替であった。武家権門体制における権門には実

権を与えず、名誉と恩賞を与え、これを政権中枢から排除した。朝廷官僚組織において実権を持った者は旧幕藩体制の下級官吏であった。彼らによって構築された諸省分任官僚組織は新たな権門となった。ただしあくまで、天皇親政のという前提が必要であった。天皇は新たな権門となった文官と武官のトップでなければならず、古代からの由緒ある権門勢家、摂関家、武家に統治権、統帥権を委任する存在としての天皇像は否定されなければならなかった。

従来、日本の天皇像の評価について、天皇親裁とは名目だけの親裁であり、実権は輔弼、官僚にあったという誤った評価が定着した。天皇は衆議の一致した決定に従うだけであり、従って天皇親裁の実態はないという見方である。しかし、戦前期においては、日本の国体の前提は天皇親裁であるという事が動かし難い常識であった。戦後はこれに疑問を呈する見解があり、今日に至っている。『昭和天皇紀』が刊行されれば、昭和天皇親裁の実態が明らかになるであろう。

大正天皇期を除き、明治天皇と昭和天皇前期は天皇が政務、軍務の最終決裁者であるという国家組織の仕組みは変わることがなかった。輔弼がどのような人物かによって政務、軍務は影響を受けたが、高官の人事権はあくまで天皇にあり、人事権を含めた政務、軍務を最終決定するものは天皇であった。憲法の設計段階では天皇に政争と悪政の災禍が及ばないように、政府の責任と天皇の責任を周到に区分する議論がなされたが、国家組織の仕組みと運用においては、文字通りの天皇親裁として理解され、その通り国務は執行されてきた。

憲法制定期における伊藤博文による説明によれば、天皇は「統治権の総攬者」であることと同時に「憲法の条規によりてこれを行う」ことによって規制を受けるといふ、あたかも立憲君主制に矛盾するかのような憲法の条項の説明は、天皇一人の身体の中で統一され、決して相矛盾するものではないという事が憲法のコアであり、それが国家有機体説による、立憲君主制の理念であった。日本の国家有機体を支える国民国家のエートスには万世一系の神話が注入された。

明治維新によって徴税権と国家財政を獲得した官僚は、あくまで天皇による万機親裁を支える役割を担い、決して天皇に代わって政、統帥を行うものではなかった。高官は平時において、天皇から日常の政務、軍務を委任されこそす

れ、最終決定権者はあくまで天皇である。重要事項については上奏、奏上、奏聞、御前会議において決済される。しかし、政が誤っておれば、天皇は責任を負わず“君側の奸”によるものとされた。国政に関しては常に“君側の奸”によるものとして政権交代が行われたからこそ朝廷が維持された。

## (2) 親裁体制の成立過程

万機親裁の意味は憲法制定後と親政派が台頭する時期では異なる意味を持っていた。万機親裁は明治維新の最初の詔において明記され、維新の前提であった。ところが天皇側近の親政派、守旧派は官僚支配から脱するよう建言した。一方で官僚派も、西南戦争中において、政府が分裂することを避けるためには天皇があらゆる政務、軍務に関わり、太政官に親臨すべきであるという上奏を行った。そのために明治6年皇居火災によって皇居と太政官が分離していた事態を変え、皇居内の臨時太政官設置が実現した。明治11年参謀本部設置以降、軍からは、軍務を政務から独立させることを目的にした万機親裁の主張がなされた。参謀本部設置によって、軍事費と高官ポストの増加を目指す軍の意図があった。以上の様に「万機親裁」の建言は軍・官僚層と守旧派側近グループとも同床異夢の主張であった。

『明治天皇紀』には天皇親裁をめぐる諸勢力の実像が描かれている。天皇親裁とは、維新时期における詔に謳われたスローガンであり、後に中正党となる勢力が指向した親裁派にだけ与えられるものではない。天皇が成人した明治5年以降、天皇が太政官臨御を日常的に行なって“御親政あそばされるように”と、しばしば上奏される。しかしそれだけが親裁の実を挙げることではなかった。天皇による太政官臨御が毎日行われなくても、奏聞や公文上奏の書式における印を可、聞、覧に整理して、簡略化した宸裁の鈴印を行うことによって天皇親裁の実を示した。

明治初年には、復古主義的親政派と開明的親裁派が共存していた。復古派が提起する親裁の実とは官僚派に対して自らの勢力の保持、拡大を意味し、思想的には欧化政策に反対する復古主義者であった。神祇官が太政官の上位にある時期は神武天皇以前であり、彼らの政治意識はおよそ時代錯誤であった。

明治初年から旧藩士出身の官僚派は、公卿、藩主の一部、天皇側近の守旧復古派から欧風化として揶揄されつつも、神祇官を太政官の上位に据えた明治2年の復古的太政官制を改正し、廃藩置県後は復古派を排除した。一度は天皇側近へと内訌した復古派は、天皇に上奏する権威を獲得して、明治10年から12年まで官僚派と対抗勢力となった。その要因は、皮肉にも、官僚によって天皇側近が強化された事であった。伊藤らの意図は、皇居炎上によって皇居と太政官の距離が離れたことが土族反乱、西南戦争の要因であり、太政官を移転させ天皇が太政官に親臨を容易ならしめ、かつ天皇側近を強化しようとするものであった。そのために最高実力者である大久保利通を内大臣に就任させることによって、天皇親裁を強化しようとしたのである。しかし、就任直前に大久保は暗殺されその目論見は失敗した。同時に官僚派は侍補を設置したが、そのことで、侍補、侍講による天皇側近の復古派勢力が巻き返し、彼らが天皇親政派となり官僚と対立する局面が生じた。親政派と官僚の対立は近代化政策とイデオロギーの対立を含んでいたが、その対立は、側近勢力と官僚派との権力闘争であった。後に軍内の反主流派も中正党を結成して親政派に加わる。ただし、山縣有朋を中心とする陸軍主流派は天皇の下に統帥されており、軍の統帥方針は揺らぐことがなかった。

明治10年代以降、岩倉具視や侍補、侍講から親政に復する様頻繁に上奏されるようになる。明治10年の西南戦争期において天皇は25歳になり、すでに少年期を脱して成人し、親政派は実質的に政務を差配するような天皇になる事を期待した。この時期において復古主義的親政派が再び勢力を獲得する。

天皇の権力は側近によって強化されたが、側近が、天皇の力を背景にして直接人事や重要な組織改革を提言し、天皇が裁可する事態となり、太政官官僚と摩擦が生じるようになった。官僚派が天皇親裁の方策として設置した天皇側近の侍補は、官僚そのものの手で数年を経たず終了した。

官僚派は大久保以後天皇側近の強化を図ろうとした。その決め手が伊藤博文内務卿の人事であった。官僚派の中で大久保利通以降、実力を持った人物は伊藤博文であり、伊藤博文は大久保の後内務卿となったが、伊藤こそ親政派を天皇から排除した人物であった。

天皇側近の元田らは、天皇に儒学、神道による教育論を説いた。天皇も「神、儒、佛のいずれにも偏せず、唯忠孝信義を以て身をたつべきを大主義とせざるべからずと力説」するところであったが、数年後の文部卿人事ではこれが容れられず、キリスト教徒や洋学者が文部行政のトップに任命されたため、天皇は反発して政務を放棄し、政務に支障をきたす事態となった。困惑した官僚派は、やがて官僚的枠組みによる天皇親裁の構築へとむかった。

太政官非官僚派の最大の実力者である岩倉具視の死後、文武官官僚派によって、内閣制度の下での天皇親裁が完結し、明治22年以降憲法体制下において枢密院臨裁を中心とする天皇親裁に移行する。議会、政党は天皇親裁の政体から、排除された存在であり、政党の介入を政府から排除することが天皇親裁の主要な目標へと変化する。天皇親裁体制とは“憲法制定後に完成した、文武の高官が事務を担う元首制である”と定義することができる。

政務における天皇親裁が、復古守旧派と官僚派との対抗の中で捻れて成立したのに対し、軍による天皇親裁は統帥権独立という形で早期に確立した。軍政における天皇親裁は一般行政のそれとは同一ではない、むしろ大きく異なる。従来、参謀本部条例が制定され「軍事参議院ハ帷握ノ下ニ在リテ重要軍務ノ諮詢ニ応スル所トス」とあり、これを契機として軍令部が独立したかのような理解がある。明治11年、参謀本部を軍が要求した理由は、陸軍予算の確保、軍官部のポストの増加であった。実質的な統帥権の独立はそれ以前にあった。常に現実には法整備に先んじるのが通例である。参謀本部成立によって天皇は陸軍の分裂を憂慮した事を『天皇紀』は明らかにしている。その後陸海軍主流派からはずれた四將軍軍反主流派が親裁派と連携して中正党を結成した。山縣派對反山縣派の派閥抗争が軍の外に飛び火し、文官における反官僚派、宮中派と連携した動きであった。軍の対立は、主流派が企てた監軍部の廃止と、参謀本部組織による支配拡大が要因であった。

ただし、維新以降の軍と天皇の関係は極めて良好であり、天皇と軍は一枚岩であった。軍は天皇に軍服を着せ、さらに行幸を政治的、軍事的に利用した。天皇もまた軍の統帥者として能動的に行動した。軍の統帥権が実質的に独立した時期は参謀本部成立期より遡り、徴兵令施行期である。参謀本部は軍予算の

将来的な拡大には寄与したが、天皇が危惧したように軍と参謀本部の対立の芽はあった。ただし、明治3年以降における軍事費の増大、鎮台設立、軍事費と軍人事の聖域化とともに文官は軍に介入できないところとなり、太政官に対して軍は早期に独立していた。その時期は大久保利通、岩倉具視らによる三藩直轄軍構想が後退して以降であり、明治5年頃である。山縣有朋は大村益次郎の後継者と自ら称し、国民皆兵構想を実現するために徴兵令を上奏した。これ以降、軍に対する文官の介入はなされなくなり、実質的に軍は天皇に直属した存在となった。軍は表向きでは政治に関わらず、山縣を筆頭とする軍人が軍令、軍制、軍政の聖域を差配した。井上毅による憲法建議書においても、井上は軍の案をそのまま憲法草案に入れるだけであった。

一方で、太政官を象徴する存在であった岩倉具視の逝去と天皇の職務放棄によって、太政官制度は廃止され、内閣制度に移行した。内閣制度もまた軍政とは独立していた。天皇と高官との約束事項である機務六条<sup>7</sup>は、初代総理大臣と内務卿を兼務した伊藤博文と天皇との間で交わされた。機務六条は官僚派が主導権をとって、天皇親政を有名無実化したものではなく、官僚派にとって合理的な選択であった。

## 2. 『明治天皇紀』にみる国事行為

### (1) 明治天皇の親裁記録

『明治天皇紀』で利用された文献は編纂局によって収集された側近の史料や宮内省の記録が大部分を占めている。『天皇紀』の性格上、天皇親裁がやや誇張され、美化されて描かれている。われわれはそれを考慮しなければならないが、同書には天皇の肉声が生き活きと書かれている部分もあり、天皇の実像を示す重要な資料であることに変わりがない。また、従来『明治天皇紀』の一部を引用された研究は数多いが、太政官制時代全体を通した天皇親裁の姿は解明されていない。

岩壁義光「明治天皇紀編纂と資料公開・保存」は『明治天皇紀』編集過程の複雑で困難な過程であった事を論じた<sup>8</sup>。『明治天皇紀』の編集は大正3年の

12月に始まり、昭和8年9月30日に昭和天皇に拝呈した事をもって終了し、19年の歳月をかけて作成された。編集が終了した年は、崩御後22年後であり、明治維新から66年を経過していた。その間職務を遂行した部局は宮内省臨時帝室編集局であり、昭和8年に廃局した時の職員は61名、当初から関わり、転免職物故者は168名にのぼる大事業であった。この間の総裁は土方久元、田中光顕の2名が死去のため交代し廃局時の総裁は金子堅太郎であった。編集長も3名が交替し、編集方針も当然変化した。大正4年当初の構想は、4つの時期に分けた4部構成であったが、同年に6部構成に改定され、大正7年には3部構成に、昭和2年には4部構成となった。各時期の編集担当もその都度交替した。天皇の毎日の記録集を、書簡や関係者の日記から日付順に資料として作成して原稿をつくる作業を行っていた。大正11年に総裁に就任した金子堅太郎は、天皇紀はすべからく国史でなければならぬという持論から、国政に係わることも記述する事に編集方針が転換された。その結果、『明治天皇紀』の完結まで長期化する事になり、かつ編集にも4部でばらつきが生じるようになった。『明治天皇紀』には国政に係わる天皇の事跡について詳しい部分とそうでないところが見られる事は、以上の事情によるものと考えられる。同書には天皇の肉声が生き活きと書かれている部分もあり、天皇の実像に近い姿を示す重要な資料であることに変わりがない。また、従来『明治天皇紀』の一部を引用された研究は数多いが、同書によって太政官制時代を通した天皇の国事行為に関しては、まだ検証する余地が残されている。

明治天皇の親裁に関して、従来からの見解は、①文字通り天皇自らによる親裁であった、②輔弼による百官分任、あるいは多面的な天皇親裁であった、③一定の時期には天皇親裁が行われていたが以後、輔弼による分任体制になった、という大きくは3つの見解がある。“一定の時期”とは如何なる時期かについても様々な見解がある。

筆者は、天皇親裁は、その親裁内容に変化があったとしても、明治政権が目指した天皇親裁そのものの理念と現実はいささかも揺らぐものではなく、明治維新以来、昭和天皇前半期に到るまで天皇親裁が貫かれてきたと考える。それは天皇が太政官に親臨して万機を親裁するという意味ではない。太政官制時代

において、様々な形で天皇親裁による国事行為のあり方が模索、実施され、その帰結として、内閣と枢密院、大本営による親裁が完成したと言うべきであろう。

古代の天皇親政の中止、摂関家への委任は、近代と同様に、天皇自身によって選択されたものであるとされている。無論古代は王家の主導権をめぐる権力闘争の結果として有力豪族が実権を支配したのであるが。明治天皇による建前としての親政は、古代と同様に、官僚と側近の親裁派との主導権争いの側面もあった。しかし、内閣制度制定期から憲法制定期以降は、立憲君主制と親裁が結合され、天皇を取り巻く組織は、優れてよく整った官僚統治システムになった。従って、その後の内閣制度は官僚にとっては揺るぎないものとなった。

枢密院設置までの親裁記録を『明治天皇紀』によって概説しよう。

太政官制時代には、毎日天皇は太政官に出御し、政を総攬することが本来の天皇の職務とされた。大政奉還後、太政官の場所が旧摂関家九条家から二条城へ、さらに宮城に移されてから明治六年の宮城火災まで、太政官への天皇の出御、親政が原則とされた。西南戦争後、木戸孝允の上奏によって、宮城へ太政官代が移され、再び親政原則が謳われたが、天皇の職務放棄によって、毎日の出御と政務専任は数年間中断された。

天皇親裁を実体化させる上で、参議は天皇の住む皇居と太政官の距離に大きな問題があったとした。皇居火災以降、太政官と皇居の距離が離れたことに政府が分裂する要因があると参議らは感じた。そのことは明治6年の政変の際に、成人した天皇の権威を利用して、分裂を取捨できなかった事を後日悔やんだ。その後彼らは、親裁の実をあげることをしばしば上奏した。

天皇は明治2年、2度目の東京行幸以来、東京城は皇城と称された。ところが天皇の御座所とされていた江戸城西の丸御殿が1873年(明治6年)火災のため焼失し、天皇は赤坂離宮を仮皇居とした。それまで皇居内にあった太政官は教部省に移転し、天皇も赤坂御所内仮皇居に居を構えた。そのため天皇による太政官における執務は「毎月四度乃至六度の臨幸」であった。それでも内閣制以降はほとんど太政官臨御がなくなったので、この時期における文字通りの政務親裁は多かったといえる。

伊藤博文は、西南戦争期間中の只中において以下のように上奏した。士族反

乱の要因は天皇と高官の接触が少なくなったことが要因であり、「太政官を宮中に移し、君臣水魚の親しみを回復」する事が政府分裂を回避する上で重要である。太政官と皇居を隣接させ、太政官に毎日出御されることを上奏し、裁可された。宮城はその後、1879年(明治12年)西の丸に新宮殿を造営することが決まり、1888年(明治21年)に明治宮殿が落成した。以上の事は明治太政官制時代において天皇出御による親裁が常に追求された事を示している。

明治18年、機務六条を内閣と取り結び、天皇は毎日内閣に臨御せず、特別な時期にのみ出御する事となった。

ただし、太政官制の時代においても、天皇が太政官に臨御し、毎日のように政が行われた時期は多くなかった。表1は『明治天皇紀』に記された太政官出御と御前会議を示す。明治初年と明治10年以後の数年において、天皇の太政官出御と御前会議の回数が多い。表2は天皇と高官の面談を示した。『天皇紀』にはいずれも概数しか知り得ないが大臣、親王と毎日面談し、参議、軍幹部とは3日に1回程度面談と記されている。太政官への出御がなくても天皇の政は毎日続けられていたといえる。明治初年と明治10年以後の数年において、天皇の太政官出御と御前会議の回数が多い。『天皇紀』には大臣、親王とは毎日のように面談し、参議、軍幹部とは3日に1回程度面談していることが記されている。太政官への出御が毎日でなくても天皇の政は毎日続けられていたといえよう。『天皇紀』と『太政官沿革志』の親裁に関する記述はほぼ一致している。ただし、『天皇紀』の記述には侍従による日誌は含まれていない。表3、図1・2に上奏者と職務別上奏件数を示した。

明治維新以降の太政官制時代において、天皇は毎日太政官への出御し、政を総攬することを本来の天皇の職務とされた。内閣制度によって機務六条を内閣と取り結び毎日出御せず特別な時期にのみ出御する事となった。ただし、太政官制の時代においても、天皇が太政官に臨御し、毎日のように政が行われた時期は多くない。

岩倉具視と三条実美は輔弼である大臣であり、上奏が多いことは当然である。上奏数は実権を有する有力参議の実力をそのまま示している。参議は太政官制では「大政を参与」するものであったが「庶務を総括し」たため明治初期から

実権は各省財政と人事を掌握する参議にあり、二人の大臣の地位は形骸化していた。そのことは天皇をして「参議兼大臣の観ありき」<sup>9</sup>と言わしめたことに表れている。官僚制の成立は各省の予算と人事政策を掌握する参議に実権が移行し、大臣の地位は弱体化した。

明治10年までは大臣、輔弼である岩倉、三条以外の参議では大久保利通、木戸孝允の上奏が多く、明治10年以降では伊藤博文が多い。山縣有朋は軍政に関して明治初年以降、参議の中で最も上奏が多い。元田永孚、佐々木高行らの側近派は、明治10年以降において上奏が増加する。明治20年までは、文武官の双壁となった山縣有朋と伊藤博文の上奏数が多く、ついで側近の侍補、侍講からの上奏が多い。上奏数は憲法制定をめぐる論争があった明治13、14年が際だつて多い。

枢密院は、憲法第56条によって設置された、最も権威のある天皇の諮問機関であり、天皇親臨による上奏機関であった。枢密院設置により、天皇親裁の永続性が確保されるとともに、それまでの個別的親裁は制度的親裁に移行した。枢密院における審議過程は、①諮詢案提出 ②御下附案 ③審査 ④会議 ⑤審議 ⑥決議 ⑦上奏という順序によって天皇臨御に至る<sup>10</sup>。「枢密院御下附案文書」(国立公文書館)により、明治憲法制定以降、昭和20年、枢密院廃止までの期間における御下附案数を図3に示した。枢密院御下附案とは諮詢のために枢密院に下附された案件の中で、内閣総理大臣から聖断をおくぐために上奏した政府案件である。その数は政務の親裁を示すものであるが、軍政はこれに含まれない。軍制、軍令も除外され、枢密院の役割は一般政務に限定される。枢密院御下附案提出数は明治天皇の時代に漸増し、明治天皇の晩年にピークとなる。明治天皇の逝去後には減少するが、昭和天皇の時代には年によって大きく変動する。しかし、終戦時において、枢密院が最も重要な天皇臨御機関となったことは、ポツダム宣言受諾は枢密院の議決を待って執行されたことをみても明らかである。

以下は、『明治天皇紀』第1巻から第7巻に記された、天皇の国事行為の中の特記事項のみ抜粋したものである<sup>11</sup>。

## (2) 明治元年から明治8年の国事行為

- ① 慶応3年1月9日(新暦2月13日)、満14歳で踐祚した。明治天皇以前の天皇は御所から一步も出なかったとされているが、『明治天皇紀』にはほとんど毎日太政官に親臨する姿が記述されている。大政奉還からまもなく、太政官は旧摂関家から二条城に移されたことにより、天皇はほぼ毎日二条城に行幸した<sup>13</sup>。
- ② 明治2年4月4日二条城にて万機親裁の詔を發布。その2日後の4月6日、天皇は大坂に行幸し、諸藩兵の操練を大坂城中で観兵した。これが天皇による軍への親裁行動の揺籃であった。東京に宮城が移り、以後明治3年正月から政と祭事の慣例が定まった<sup>14</sup>。天皇は軍の統帥者として閲兵することが恒例となる。軍事始めの式典、練兵の天覧が始まり、以後慣例化した<sup>15</sup>。戊辰戦役の論功行賞、将軍への恩赦、暗殺犯への罰則、高官の任用を自ら決済した<sup>16</sup>。
- ③ 陸軍省、海軍省設置、近衛兵設置を裁可した<sup>17</sup>。天皇が行幸すべきとする陸軍からの進言、建議により以後頻繁に行幸を行い、見える天皇を演出した<sup>18</sup>。
- ④ 征韓論争によって政府が分裂したが、岩倉具視の意見書をいれて、征韓論に反対した。
- ⑤ 明治6年の宮城火災によって太政官は宮城の外に置かれたため天皇と太政官の距離ができた<sup>19</sup>。このため天皇親裁を実質化する事ができず、参議が分裂し、西南戦争や土族反乱の原因となった<sup>20</sup>。
- ⑥ 明治6年の政変後に動揺した太政官を強化するために参議省卿兼任制が採用され、天皇への輔弼権限を集権化した。明治8年10月参議が省長官を兼務することについて、分裂していた参議の紛議を天皇が聖断した<sup>21</sup>。

## (3) 西南戦争期における国事行為

- ① 伊藤博文は明治10年8月15日に以下のように上奏した。(明治6年皇居火災以降)太政官と皇居が離れていたことが政府分裂の原因であり、太政官を宮中に移し、天皇親裁を行うよう上奏した。天皇はこれを裁可し

表1 『明治天皇紀』に記された太政官出御と御前会議の回数

	太政官出御回数	御前会議	天皇への公的教育
明治元年	内閣出御		
2年	内閣出御	37	
3年		15	
4年			
5年			
6年			
7年	奏聞40余回		
8年		20	御談会開始 <sup>1)</sup>
9年		13	
10年	10月3日より内閣出御		御談会12月より月1回再開 <sup>2)</sup>
11年	11月より内閣出御		内廷夜話開始
12年	内閣出御		内廷夜話中止 <sup>3)</sup>
13年	内閣出御		
14年	奏聞66回		
15年	25		
16年	24		
17年	25		
18年	12		

注 1) 月1回 2) 行幸中は中止 3) 10月侍輔廃止

『明治天皇紀』より作成

表2 『明治天皇紀』に記された天皇と高官の面談概数 (西南戦争以降内閣制度まで)

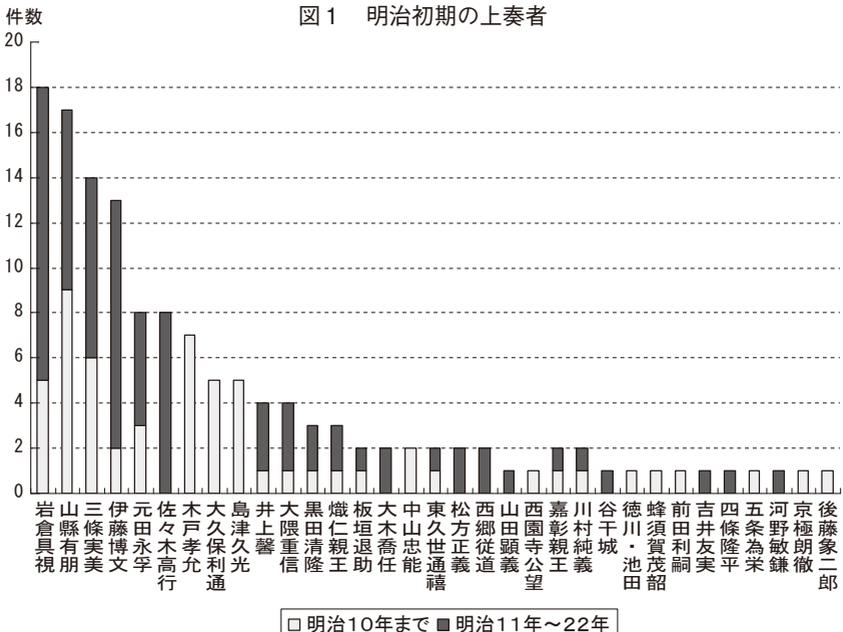
	三条実美	岩倉具視	熾仁親王	山縣有朋	元田永孚	佐々木高行	伊藤博文	井上馨	松方正義	曾我祐準	西郷従道	中山忠敬
明治11年	ほぼ毎日	同	同	3日に1回程度	同	同	同	同	同	同	同	
明治12年	ほぼ毎日	同	同	3日に1回程度	同	同	同	同	同	同	同	
明治13年	ほぼ毎日	同	同	53		10	10	10	10			
明治14年	60	50	30	30							10	
明治15年	59	47	24	21	20	3	2	8	4	15		1
明治16年	62	11	30	11	9		5	5		3		4
明治17年	41	0	36	13		1	6	4	3	2	3	
明治18年	56	0	23	25	2	3	14	7	5	0	2	0

『明治天皇紀』第4巻～第6巻より作成

表3 『明治天皇紀』に記された太政官制時代の上奏数（明治元年から明治22年）

上奏者	件数	身分
岩倉具視	18	右大臣
山縣有朋	17	参議・陸軍卿・参謀本部長など
伊藤博文	15	参議・内閣総理大臣
三條実美	14	太政大臣
元田永孚	8	侍講
佐々木高行	8	侍補
木戸孝允	7	参議
井上馨	4	参議・外務卿
大久保利通	4	参議・内務卿
大隈重信	4	参議・大蔵卿
島津久光	4	旧藩主
黒田清隆	3	参議・内閣総理大臣・開拓使長官
西園寺公望	3	皇族
熾仁親王	3	皇族・参謀本部長・参軍
板垣退助	2	参議
大木喬任	2	参議
中山忠能	2	皇族
東久世通禧	2	皇族
松方正義	2	参議・大蔵卿
西郷隆盛	2	参議
山田顕義	2	参議
嘉彰親王	2	皇族
川村純義	2	海軍卿

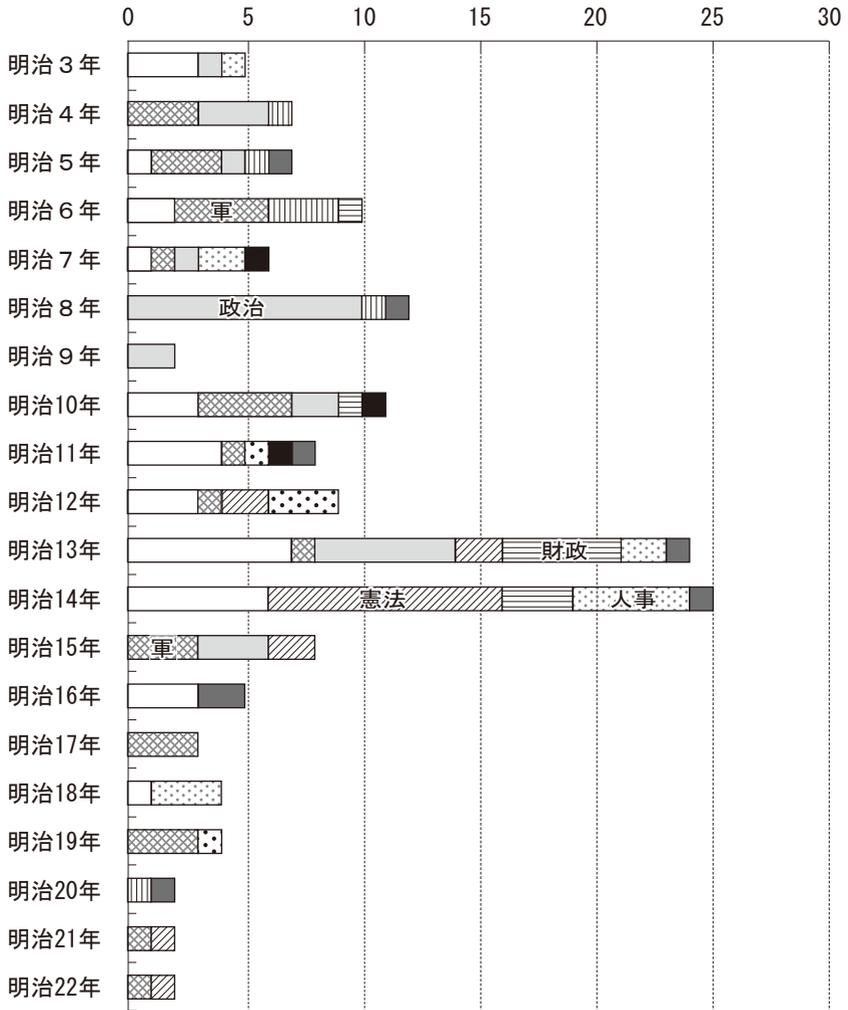
『明治天皇紀』第2巻～第7巻より集計



『明治天皇紀』第2巻～第7巻より集計

図2 職務別上奏件数

業務別上奏件数 (明治22年まで・『明治天皇紀』より作成)



□その他 ▨軍務 ■政治 ▩憲法 ▪外交 ▫財政 ▬人事 ▭親裁 ■君徳/飲酒 ■宮中

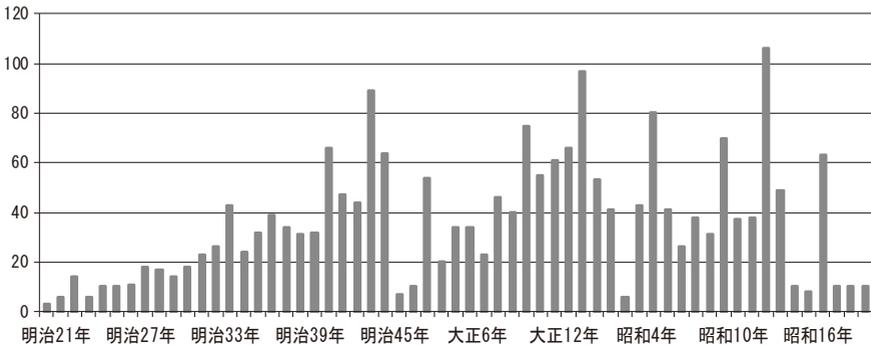
『明治天皇紀』第2巻～第7巻より集計

## 主な職務別、個人別上奏の概数（明治22年まで）

	5回以上	3回～4回	2回
軍事	山縣有朋	西郷(従)・川村純義	
外交			岩倉具視・伊藤博文
人事		三条実美	岩倉具視・伊藤博文
政治		木戸・伊藤・三条	
憲法		山縣有朋	伊藤博文・山田顕義
親裁			岩倉具視・佐々木高行
廃藩		旧藩主等	

『明治天皇紀』第2巻～第7巻より集計

図3 枢密院御下附案数



国立公文書館所蔵「枢密院御下附案文書」より作成

た。そして同日すぐに太政官を仮皇居に移し仮内閣を御座所に置いた<sup>22</sup>。仮皇居は手狭であり、明治6年(1873)5月の皇居炎上直後から幾度となく浮上する。政情が安定してきた明治12年(1879)には、赤坂仮皇居の建物を移築して洋風謁見所とする案が決定され、大久保利通が待補の設置を提言した。

- ② 明治10年9月1日以降、日々天皇が内閣に臨御し、親裁の実を挙げることとなったので<sup>23</sup>、公文上奏の書式を定め、其の書類に鈴すべき御印を可、聞、覧の三種と定めた。これを大臣参議連署して奏上した。天皇は

通常毎朝10時に太政官に臨御し、暑い時期は9時に内閣に出御し、大臣参議は天皇臨席に立ち会った。参議は11時暑い時期は10時に御前を退き、大臣や輔翼の者は午後2時まで朝廷にとどまった<sup>24</sup>。

- ③ 戦時において天皇は高官からの戦況報告を逐次受ける<sup>25</sup>。天皇は西南戦争を指揮するため大坂に出向き同地で病氣（脚気）となる<sup>26</sup>。木戸孝允の薩摩行きを断念させる<sup>27</sup>。

#### (4) 西南戦争以降の国事行為

- ① 征韓論、西南戦争によって、分裂した政府が統一を回復するためには、天皇親裁を実質化する建議がなされ、そのために最適者の大久保利通が宮内卿となって天皇親裁を取り仕切る予定であったが暗殺された<sup>28</sup>。これが天皇の側近や守旧、復古派が官僚を排除し、親裁を実質化する好機として親裁運動が起こり、侍補が設置されるが、侍補の権限が強くなることを恐れた官僚はこれを廃止する<sup>29</sup>。他方、天皇は太政官に毎日親臨して、万機を親裁するような激務には耐えられず、政務精進は長続きしなかった。天皇は乗馬や飲酒を控え、引き続き親政の実をあげるよう側近から上奏が続けられる<sup>30</sup>。
- ③ 陸軍参謀本部が設置され、軍の独立性指向、軍務聖域化傾向が強くなる。竹橋事件において参議の参内が遅れ、参議、文官の信用が失墜する。筆頭参議であった大隈重信は天皇から厳しい叱責を受け、大隈の影響力は低下した。天皇は軍人勅諭を上諭するなど軍に対する関係は緊密であり、明治15年頃までは軍装にて太政官正庁に臨御した<sup>31</sup>。
- ④ 勤儉聖旨の詔勅<sup>32</sup>を出す。
- ⑤ 参議と省卿兼務について上奏を受け聖断する<sup>33</sup>。
- ⑥ 天皇は文部卿人事を始めとする太政官官僚の政策に不満を持ち人事に抵抗する<sup>34</sup>。
- ⑦ 天皇はグラントとの忠告を聞き外債発行に反対する<sup>35</sup>。
- ⑧ 地租米納論の建議を受け、天皇は地租米納不可の内勅を行なう<sup>36</sup>。
- ⑨ 明治14年には天皇の軍服を着用して、太政官出御は続けられる<sup>37</sup>。

- ⑩ 立憲政体の建議が参議から行われる<sup>38</sup>。
- ⑪ 侍講、侍補の上奏による太政官機構改革を天皇が裁可し<sup>39</sup>、これに官僚派が危機感をいだく。
- ⑫ 参議や内閣の人事案件の意見がしばしば分かれ、天皇が聖断を下す事が多くなる<sup>40</sup>。北海道官有物払い下げ事件後、大隈重信の罷免を聖断<sup>41</sup>。  
元田、佐々木らは天皇が政務の実権を掌握する好機と進言するが、天皇は超然とする。参議院を設置した。陸軍定員増の上奏を受ける<sup>42</sup>。
- ⑬ 伊藤博文宮内卿は天皇への上奏を申し込むが病気を理由にして面会を断り続けられる。天皇は太政官にも臨御せず、政府の事務に支障をきたす<sup>43</sup>。政務が激減し、天皇は乗馬に興ずる事が増える<sup>45</sup>。
- ⑭ 内閣制度が発足し、機務六条を制定する<sup>44</sup>。天皇の太政官出御を義務化せず、親裁を内閣に委任した。岩倉具視の没後を契機として、太政官制を廃止し、内閣制度に移行した。監軍廃止論についてその長短を聖断する。憲法について奏聞する<sup>46</sup>。

##### (5) 『明治天皇紀』に記された行幸記録

明治維新までの天皇は、皇居内では例に則り神事を行うが、政は摂関家に委任していた。それまでの天皇は、即位以降、終世皇居内に住み、外に出ることはなかったからである。新政府は天皇親政をめざし国民国家統合の象徴として行幸を最大限に利用した。維新後は天皇親裁の国体に復することが国是であったが、軍と国家国民統合の象徴としての天皇の存在は維新政権の官僚が想定したものより、後にはるかに大きな役割を果たした。

明治元年、太政官代が九条家から二条城に移された。従来は摂関家の下にあった太政官が初めて一定の場所に定まり、独立した庁舎を有するようになった。天皇は2月3日、3月9日太政官代がある二条城に行幸し、4月4日二条城にて万機親裁の詔を發布した。その後、4月21日太政官代は宮中に移された。そのことは天皇が政を委任せず親政を行う象徴的な契機となった。

明治天皇は、明治元年7月「江戸ヲ称シテ東京ト為スノ詔書」を出し、江戸を東京とし、政務を執ることを宣言した。天皇は10月江戸城に入城し、一度京

都に戻るが、明治2年の東京行幸以降は東京に留まった。天皇が東京に上京する行程では、行く先々で歓迎する国民に金品を振る舞い、多額の国費を使ったことが『明治天皇紀』に記されている。特に明治元年の第1回目の東京行幸は、2ヶ月をかけてゆっくり陸路行幸し、国民にとって見る事がなかった天皇を見せることで民心の安定を演出した。2度目の東京行幸は約20日間で京-東京を行幸した。

これ以降、天皇が本格的に全国に行幸する契機となったのは、明治5年2月、山縣有朋が陸軍省を代表して天皇が行幸すべきとして建議したことによる。

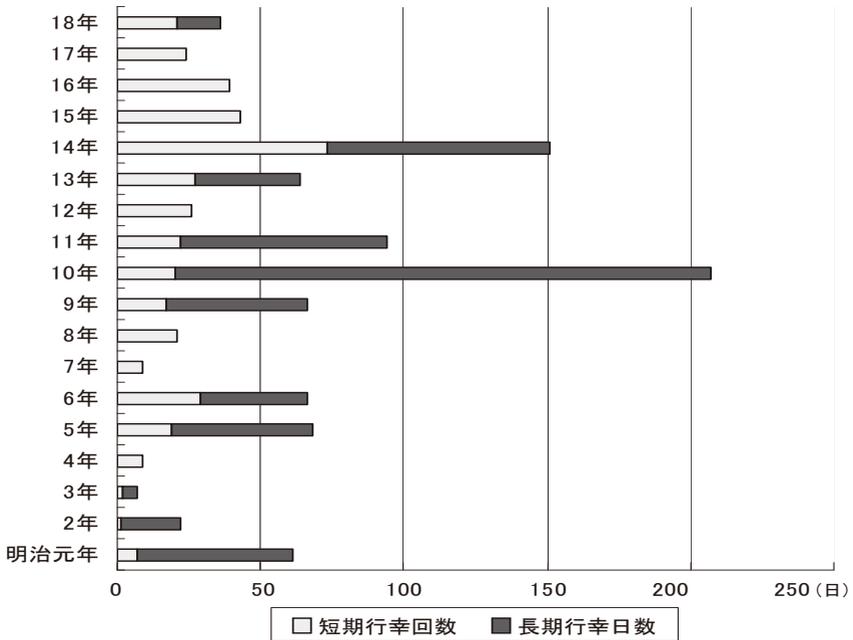
天皇の行幸は優れて政治的、軍事的意味を持つものであった。軍の実権を掌握した山縣有朋は、明治5年、陸軍省、海軍省設置、近衛兵設置を上奏した。設置されたばかりの鎮台と県庁に行幸する事によって地方の掌握と治安対策をすることにねらいがあった。この年、天皇は大阪、京都、下関、長崎、鹿児島など西日本諸県に行幸する。西日本の不平士族の行動に軍が配慮したことが背景にある。天皇の行幸が終わった後、山縣は徴兵令を建言した。

天皇の行幸の目的は、内政における治安維持、民心掌握にあった。そのことは第1に、軍による上奏によって行幸が始まったこと、第2に、行幸の時期が内政が不安定な時期に長期行幸が多くなっていることによって確認できる。

明治天皇の行幸は、以下のような事件、事変があった時期に多い。1. 戊辰戦後における東征の時期、2. 徴兵制施行と鎮台設置、3. 西南戦争期、4. 明治13年の政変後、以上4つの時期において行幸が多い。特に西南戦争時においては脚気の病をおして指揮をとるべく大坂に行幸した。また開拓使払い下げ事件の問題がくすぶる時期には東北、北海道に行幸した。

図4・表4は、明治初年以降における毎年の行幸日数を示した。短期行幸は1日の事が多く、短期行幸は1回を1日として計算し、長期行幸を日数として集計した。

図4 明治天皇の行幸数（太政官制時代）



『明治天皇紀』第1巻～第6巻より作成

表4 明治天皇の行幸一覧（太政官制時代）

	短期行幸回数	長期行幸日数	長期行幸回数	備考
明治元年	7	54	1	大坂・京都・東京往復
2年	1	21	1	京都-東京
3年	2	5	1	
4年	9	0	0	省・造船所
5年	19	49	1	近畿・中国・九州/陸軍省全国要地巡幸建議
6年	29	37	2	箱根・藤沢
7年	9	0	0	
8年	21	0	0	
9年	17	49	1	東北・北海道
10年	20	187	1	奈良・京都・大坂 西南戦争のため京都滞在 帰京中止
11年	22	72	1	北陸・東海道
12年	26	0	1	
13年	27	37	1	往路：陸路6/16-7/14途中中軍など行幸7/20-7/23帰路：神戸-横浜-鉄道
14年	73	78	2	東北・北海道 官有物払い下げ事件
15年	43	0	0	
16年	39	0	0	
17年	24	0	0	
18年	21	15	1	中国地方

注) 短期行幸：3日以内の行幸，大半1日

内訳 軍関係(演習，閱兵，艦船)，省庁等(太政官，元老院，各省，会議)，親王大臣参議邸等，施設

『明治天皇紀』第1巻～第6巻より作成

### 3. 大元帥としての明治大帝像

#### (1) 明治天皇と軍制

明治維新は武家権門による徴税組織を否定するとともに、同時に朝廷を近代的官僚組織に編成替した。武家権門体制における権門には実権を与えず名誉と恩賞を与え、これを政権中枢から排除した。朝廷において実権を持った勢力は旧幕藩体制の下級官吏であった。彼らによって構築された諸省分任官僚組織は、新たな権門となった。ただしあくまで、天皇親政の下における中央集権国家という前提が必要であった。

天皇は新たな権門となった文武官のトップでなければならず、古代からの由緒ある権門勢家、摂関家、武家に統治権、統帥権を委任する存在としての天皇は否定されなければならなかった。

明治維新後の天皇臨御は、原則として毎日太政官臨御による親裁した時期、内閣法以後の機務六条の時期、憲法制定以降の3時期に区分できる。憲法制定以降の天皇臨御の政務は、祭事を除くと、内閣によって定められた国事行事、枢密院会議、それ以外の御前会議があった。その他日常的な法律の裁可や外交には親裁が貫かれていた。

明治以来の天皇は、軍の大元帥であり<sup>47</sup>、将軍に軍を委任しないことが国体前提である。中国の大部分の君主より日本の天皇の統帥権は強固であった。従って、天皇の統帥権と統治権は名目ではなく、実質的なものでなければならなかった。統治権を総攬する政務も、あくまで輔弼による統治は補助的なものであり、親裁が維新以後における国体の前提であった。

踐祚した元服前の明治天皇の最初の役割は、慶喜を親征によって征討するための統帥権の発動であった。

明治元年正月三職制制定時において、天皇は政務と軍務を委任したが、同年4月、正体書体制のもとでこれが改められ、天皇は政務、軍務のトップとして位置づけられた。

明治元年太政官制が成立される以前における、八局制職制表では、有栖川宮

熈仁親王が総裁兼東征大総督であり、三條実美、岩倉具視が副総裁、輔弼が中山忠能、正親町三條実愛である。海軍総督に嘉言親王、大総督参謀に西郷隆盛など4名が名を連ねている。軍は軍事事務局として八局の一局にすぎなかった。大総督とは君主が軍令を委任した場合におかれる軍の総司令官である。天皇には大元帥の名称が未だ使用されていない。三職、八局制の政体は天皇親裁の形式ではなく、軍を総裁である大総督に、政は副総裁である議定に委任した体制であった。

太政官制が始まった元年閏4月の政体書体制において、軍は太政官7官の中の1つであった。軍務官将官が太政官官制のなかで、武官は一等陸海軍将から三等陸海軍将までに位置づけられた。同様に2年7月と同年8月の官制改革の中でも、兵部省は太政官の省の1つとして同一の職制表にあった。

廢藩置県後の明治4年7月28日、兵部省官等表の中に、大元帥の表記がある。大元帥の下に元帥が1等官、大將が2等官、13等官の軍曹までの表記がある。兵部省は大元帥である天皇の元で、太政官官制表のなかでは独立した官制にある。明治5年の海軍省官制表にも大元帥の表示がある。同年の官制表では、陸海軍それぞれが大元帥の元で独立した。明治4年以降、正院の事務局として内閣議官である参議が政務を掌握するが、すでにこの時期において、軍は正院とは一線を画して実質的に天皇の元で独立した存在であった。

従来、統帥権独立の制度は、1878(明治11)年12月の参謀本部条例制定による参謀本部の設置を起点とする見解が多かった。

文官と武官が官制表で区別されたのは、明治5年10月の官制表であり、まず海軍省官制表であった。同官制表では大元帥の欄がもうけられ、1等官が元帥、卿、2等官が大將、大輔、以下15等までの等級表の中で、海軍武官は文官と区分された。

従来、統帥権独立が明治11年参謀本部設置に始まったとされてきた。その根拠が大本營沿革誌であった。「其の編成において幕僚長を参謀総長その人なりと規定せられたるは遠く十一年十二月に於いて発布されたる参謀本部条令に基因せり…平時に於ける参謀本部の参謀総長を戦時直ちに大本營の参謀総長と為すべきこと我が帝国軍建制以来の大主義なり<sup>48</sup>…天皇陛下の総攬あらせらるゝ

万機御職務中最も重大なるものは兵権にして而して兵の主とする所は戦闘なり乃ち国家有事の日は陛下親ら作戦の計画を裁あらせられ…平時より常に其計画を為し在らしむる官衙の長を任命せらるゝこと猶ほ行政部に内閣を置き首相を選任せらるゝが如くならざる可らず是に於て明治十一年参謀本部を創設して常に作戦を計画するの府とせられ其長官即ち後の参謀総長をして帷幄の機務に参ぜしめるゝことと為れり」<sup>49</sup>

しかし、前述の様に、これ以前において軍は天皇に実質的に直属しており、文官の介入を排除する事は明治維新の前提であった。表5に示した太政官修史官編『明治史要』においても、明治初年から天皇は統帥者として振る舞ってきた姿が記されている。

表5 明治初年における天皇の統帥録事（太政官修史官編『明治史要』より作成）

慶応3年12月27日	天皇建春門ニテ薩芸長土四藩ノ操練ヲ覽ル
明治元年2月3日	天皇太政官代ニ臨ミ、親征ノ詔ヲ頒チ、列藩ニ令シテ軍備ヲ為サシム
明治元年8月23日	兵制を一定セントスルヲ以テ府県ノ私ニ兵ヲ徵募スルヲ禁ス
8月30日	車駕加茂川東操練場ニ幸シ東幸扈從諸隊ノ練兵ヲ覽ル
8月	総督、副総督、参謀、司令官、兵士ノ軍功ヲ分テ、各上中下三等ト為シ
9月1日	大総督府、軍監林友幸ヲ下総銚子港ニ差遣ス
10月2日	手詔シテ、東征大総督熾仁親王ノ成功ヲ賞シ其任ヲ解ク、親王乃チ錦旗節刀ヲ奉還ス、参謀西郷隆盛等皆罷ム
12月24日	徳川慶喜箱館ノ賊ヲ討センコトヲ請フ
12月28日	軍艦ニ御シテ運用ヲ試ム
明治2年4月17日	天皇諸軍ヲ帥キテ、駒場野ニ大閱ス
12月22日	海陸軍ノ服制ヲ定ム、各藩常備兵編制定則ヲ頒ツ
明治4年10月10日	兵部省ニ令シニ艦ヲ諸国津港ニ派遣
明治5年7月19日	参謀西郷隆盛ヲ以テ陸軍元帥近衛都督ヲ兼シメ
9月7日	陸軍元帥服制ヲ定ム
12月1日	詔シテ全国徴兵ノ制ヲ設ケ、悉ク兵籍ニ編入シ、以テ国家ヲ保護セシム
明治6年1月9日	海軍始、兵学寮ニ臨ミ艦船整列ヲ覽ル
3月24日	陸軍省職制ヲ更正ス
5月8日	陸海軍武官ノ官等ヲ改定ス
明治7年2月22日	陸軍省第6局ヲ廢シテ参謀局ヲ置キ、中将山縣有朋ヲ以テ局長ト為ス
2月23日	嘉彰親王ヲ以テ征討総督ト為シ、陸軍中将山縣有朋ヲ参軍ト為シ、佐賀ノ賊ヲ討ス
12月7日	天皇陸軍ヲ蓮沼村ニ大閱ス

- 18日 東京、名古屋、大阪三鎮台歩兵連隊編制ナル、是日軍旗親授式ヲ内廷ニ行ヒ、明日之ヲ日比谷操練場ニ行フ
- 明治8年12月27日 天皇雜司カ谷村（武蔵豊島郡）ニ幸シ陸軍兵ノ演習ヲ觀ル
- 明治10年2月6日 鹿児島ノ警報行在ニ至ル 海軍大将川村純義、内務少輔林友幸ヲ遣シテ、事情ヲ觀察シ、且陸軍大将西郷隆盛ニ面接セシム
- 2月19日 熾仁親王ヲ拝シテ征討総督ト為シ、陸軍中将山縣有朋、海軍中将川村純義ヲ參軍ト為シ、鹿児島ノ賊ヲ討ス
- 明治11年3月4日 海軍省ニ令シテ朝鮮国三道ノ海岸ヲ測量セシム
- 25日 天皇、皇太后、皇后ト共ニ近衛兵ノ操練ヲ日比谷ニ覽ル
- 6月10日 陸軍士官学校成ル 熾仁親王代リ臨ミテ開校式ヲ行フ
- 12月5日 陸軍參謀局ヲ廢シテ參謀本部ヲ置キ其条例ヲ定ム
- 12月13日 監軍本部ヲ置キ其条例ヲ定ム
- 明治14年1月10日 天皇近衛兵ノ操練ヲ吹上苑ニ覽ル
- 2月3日 金剛艦ヲ清国ニ差遣ス
- 3月8日 天皇ハワイ皇帝ト日比谷操練ヲ覽ル
- 明治15年1月4日 政始、天皇親勅シテ武官ヲ訓諭シ、聖諭ヲ陸海軍人ニ頒ツ
- 8月30日 朝鮮変報至ル、急ニ軍艦數隻ヲ朝鮮ニ遣シテ、我国人ヲ保護シ、外務卿井上馨ニ命シテ下関ニ赴キ之ヲ処分セシム
- 11月24日 全国兵備ヲ皇張スルヲ以テ、地方長官ヲ召シ勅シテ其費用ヲ議セシム
- 12月22日 詔シテ宇内ノ形勢ニ随ヒ陸海軍ヲ整理セシム、不急ノ庶務ヲ節略シ以テ聖意ニ協ハシム
- 12月25日 陸軍士官学校ニ幸シ生徒卒業証書授与式ヲ覽ル
- 12月30日 海軍省ニ命シテ軍艦ヲ増製セシム

天皇の服装が伝統的な束帯や文官装束から軍服へと変更されたことは、天皇の役割を明確にする上で画期的なことであった。

大元帥としての天皇の服装は軍服風の御大禮服にすべしとする提案が外国人武官から進言された。そのために、西洋式の御服（天皇の服）が必要となり、明治5年には同年制定の文官大礼服に似た正服が調製された。フランス兵制が優勢であった兵部省に在籍したフランス人職員デュ・ブスケから、天皇の服装を兵服に変更する旨の進言があり、軍服風の御服（御軍服・御大禮服）が制定された。この服は、明治13年10月11日太政官布告第五十五号による改定まで使用された。同布告では、陸軍大将の制服に準じた陸軍式御服のみが定められた。

以下に陸軍元帥服布告を示した。「聖上大元帥タル時」とは、天皇は大元帥、政務の統攬者、祭祀者という三位一体の存在である事を意味し、天皇以外の者が大元帥である可能性を含んだ条項ではない。

明治5年9月7日「太政官布告252号」陸軍元帥服別紙の通制定  
相成候事

- 一. 聖上大元帥タル時ハ鈕金色菊章帽衣ニ金線一小條ヲ増加ス
- 一. 元帥以下少將ニ至マテ帽頂上ヘ黒毛ヲ裁ス 但黒毛ヲ裁エサルモ妨ナシ
- 一. 鈕金色桜花

(別紙)

袴	上	帽		
色紺	衣	色黒		
色紺	色紺			
金線	金線	金線	金線	
小大 三一分寸	小大 二一分寸	小大 一五 分寸		
小大	小大	總	小大	大
一一	一一	一一	一一	元
銀線	銀線	金	銀線	帥
同	小大	同	小大	元
	一一		一一	
	上		上	帥

明治13年10月30日太政官達57号において退役軍人も軍服を着用するよう定められた。「陸軍武官退職及ヒ罷役ニ入ル者ハ終身其官名ヲ保チ陸軍ノ制服ヲ着シ管轄ハ其本庁ニ復シ法律ハ常律ニ従フ」明治13年の布告は大正2年皇室令第9号を以って廃止され、新たに陸軍式御服及び海軍式御服が定められた。

大本営は、天皇の命令を大本営命令として発令する最高司令部である。戦時大本営において、名実共に軍は天皇親征組織となった。日清戦争前に戦時大本営条例が制定され、日清戦争大本営が、1894年6月5日から1896年4月1日までの1年10ヶ月、日露戦争大本営は1904年2月11日から1905年12月20日の1年10ヶ月、合計3年8ヶ月間設置された。

## (2) 明治大帝伝説と和歌

明治天皇は連戦連勝という功績によって名君となった。大元帥としての天皇は同時に統治権の総覧者であり、かつ神々を統括する主権者でもある三位一体としての存在であった。天皇の伝説は生涯数万首を詠んだという歌人としての側面によって演出が加えられた。

統治権と統帥権に関する法令と高官人事は親裁事項であり、国务大臣の副署

によって執行した。古代中国から移入した日本の伝統的な制度に、プロイセンの例を咀嚼したものであった公文式、公式令において、詔書・勅書、法律の裁可、予算の公布、国際条約、外交文書、官記、爵記、勲記の形式が定められた。

内閣制度成立までの太政官制下における親裁は、太政官における毎日の天皇臨御を原則とした親裁であったが、内閣制度設置後、臨御を原則とせず、憲法制定後は枢密院臨御による御前会議開催が制度化された。憲法体制において、御前会議は最高の国家意思決定会議として官制に定められた。明治憲法制定時における天皇親臨が定められていた御前会議は、枢密院会議だけであったが、以後、天皇臨席の大本営会議、天皇・元老・閣僚・軍部首脳のコトワ期スも御前会議となった。大本営設置後の御前会議は、1894年の日清戦争決定が最初であり、三国干渉、日露戦争などにおいて開催された。昭和期における御前会議の構成員は天皇、内閣総理大臣、国務大臣、枢密院議長、枢密顧問官、参謀総長、参謀次長、軍令部総長、軍令部次長、宮内大臣である。

明治天皇は日清・日露戦時前に於いて開戦の詔勅を出した。昭和天皇に至るまで、天皇はいずれの開戦の詔勅において、“平和を克復”すると述べている。これは天皇が平和を希求したと主張する者があるが、開戦詔勅の際における中国代皇帝以来の決まり文句であった。

日清戦時の詔勅「事既ニ茲ニ至ル、朕平和ト相終始シテ以テ帝国ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ専ナリト雖亦公ニ戦ヲ宣セサルヲ得サルナリ、汝有衆ノ忠実勇武ニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝国ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス」

日露戦時の詔勅「事既ニ茲ニ至ル、帝国カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル将来ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ、朕ハ汝有衆ノ忠実勇武ナルニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝国ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス」

日米開戦の詔勅「抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル、皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ」

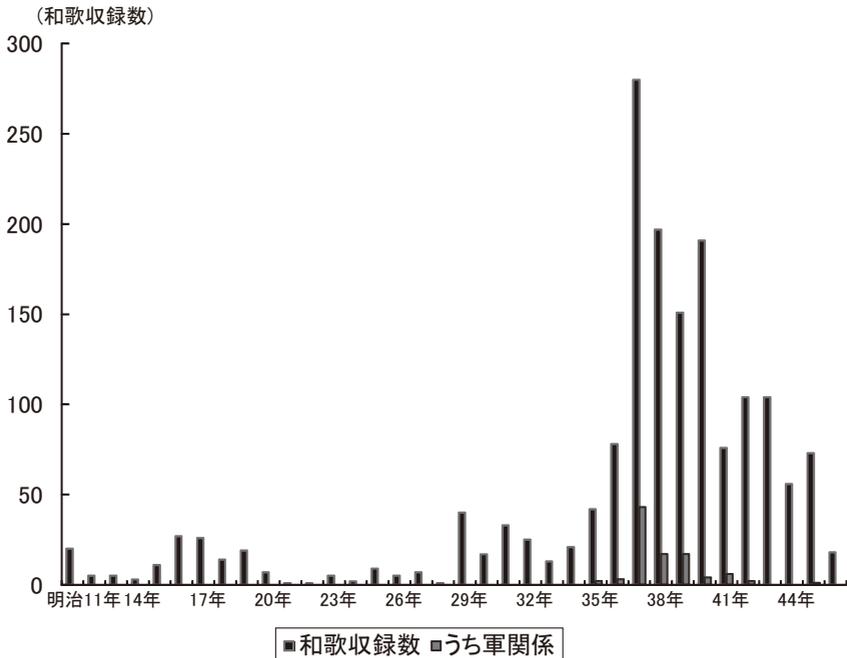
明治天皇による日露開戦前の歌とされた「四方の海みな同胞と思う世になど波風の立ちさわぐらん」これは天皇が平和を希求する象徴的な歌として昭和天

皇が開戦前に詠じたとして有名となった。

この歌の由来をめぐって様々な説がある。飛鳥井雅道氏は西南戦争前の明治9年に作られた歌とする説を支持した。明治9年、西南戦争が迫った時期に於いて、西郷鼯員の明治天皇は表に出なくなり、乗馬を許否、勉学を許否された<sup>50</sup>。西郷の死後追悼歌会が行われ、その時に詠んだとするものである。

しかし、『明治天皇紀』には西南戦争時において西郷を偲ぶ歌は別の歌が記されており、日露開戦前にもこの歌の記録はない。『明治天皇紀』編纂に関わった渡辺幾治郎著『明治天皇の聖徳・重臣』にもこの歌の記述はない。「四方の海」の歌に関して日露戦争前の歌とした著作は、水島荘介『仰ぎまつる明治天皇の御聖徳』<sup>52</sup>である。ただし、この著作は明治天皇を神格化した物語であり、記録性に乏しい。同書には明治天皇のお言葉として「唯一語『戦ふ!』と仰せられた」<sup>53</sup>とあり、明治天皇を戦時において平和を希求した聖人としては描か

図5 明治天皇作成の和歌（文部省『明治天皇御集』収録のみ）



## 日露戦時における戦争・軍に関する明治天皇御製の和歌の一部

明治37年

国

ちはやぶる神の御代よりうけつげる国をおろそかに守るべしやは

軍歌

武士のいさむ心はいくさうたうたふ声にもきゝしられけり

軍旗

ますらをに旗をさづけていのるかな日本の名をかゝやかすべく

軍艦

荒波をけたてゝはしるいくさぶねいかなる仇かくだかざるべき

なみ遠くてらすともし火かゝげつゝ仇まもるらむわがいくさぶね

明治38年

凱旋の時

外国にかばねさらしゝますらをの魂も都にけふかへるらむ

凱旋観兵式にのぞみて

戦にかちてかへりしはものゝ勇ましくこそたちならびけれ

凱旋観艦式に臨みて

いさましくかちどきあげて沖つ浪かへりし船を見るぞうれしき

文部省『明治天皇御集』大正11年9月より引用

れてはいない。この「四方の海」は文部省が編纂した『明治天皇御集』<sup>54</sup>では、正述心緒という分類に収められている。正述心緒とは万葉集以来の和歌の区分であり、景物を媒介せず、心を直接表すとされ、誇張的な傾向を強く持っている。実感的であるよりも観念的・芸能的、社交的な過剰さを持つとされている。

日露開戦前に天皇がこの歌を詠んだとして、東京帝国大学講師の英国人が英訳して世界に紹介し、当時の米英首脳が感銘した、という逸話を佐佐木信綱は『明治天皇御集謹解』<sup>51</sup>で述べている。明治38年中にこの歌が詠まれた事は事実であろう。しかし、日露開戦に際して平和を希求する意味を込めて詠んだとする事は疑わしい。

明治天皇は生涯数万首の歌を詠んだと伝えられる。『明治天皇御集』には天皇が詠んだ歌なかで1687首が掲載されている。図5は同書に掲載されている明

治天皇が詠んだ歌を年別に集計したものである。晩年において詠まれた歌が多く、また日露戦前後における和歌が特に多い。戦争に関する歌は日露戦期に限定される。

明治37・38年における戦争に関する歌の一部を以下に示した。いずれも軍を鼓舞し、戦いを励ます歌のみである。この中で「よもの海みなはらからと思ふ世になど波風はたちさわぐらむ」はいかにも戦時にふさわしくない歌であり、それ故にこの一首だけが意図的に抽出されて誇張され、明治天皇伝説となったと考えられる。

#### 4. 大元帥としての昭和天皇像

##### (1) 「四方の海」伝説と昭和天皇

第二次大戦終結までの昭和天皇期の四分の三は戦時、準戦時期であり、かつ大本営設置はその過半を占めた。従って昭和天皇の日常の国務は、大元帥としての職務が多くを占めた。

昭和天皇の即位は内外の閉塞状況下にあった国民からの熱い期待が寄せられた。若い昭和天皇は即位と同時に、不敗の大元帥であった明治大帝伝説の陰を常に背負っていた。昭和天皇は統治権の総覧者として、かつ軍の大元帥として常に親裁を行ってきた。ところが戦後、昭和天皇も側近も、天皇はあくまで立憲君主であり、政を自ら決定する権限はなかったのだと述べてきた<sup>55</sup>。また、御前会議とは形式的なもので、天皇は衆議の意に従うのみである、あるいは天皇は御前会議で何等意思表示や発言をしていないと弁解した。しかし御前会議は国家の最高意思決定機関であった。そして国家の最高意思決定会議としての御前会議の重要性は明治以降から終戦まで変わることがなかった。

御前会議は大本営設置期において、天皇御臨席のもとに開かれる国家最高の会議として最も重要な国家意思決定機関であった。日清・日露戦争中は大本営会議に天皇が臨席される形式となった。

明治天皇の「四方の海」の歌が再度クローズアップされた時は、第二次大戦終戦時であった。ただし昭和天皇がこの歌を披露したとされた時点は、日米開

戦を御前会議で議論したとされる1941年(昭和16)年9月6日であった。

昭和天皇が「四方の海」の詩を引用した時の事情は、従来以下のように説明されてきた。9月6日の御前会議は短く終わった。この後、杉山・永野両統帥部長に質問するという形で天皇は発言した。天皇は懐から、明治天皇の「四方の海みなはらからと思ふ世になど荒波の立ち騒ぐらむ」を取り出してを詠み、感想を求めたのであった。軍部も政府に協力して外交に努力せよという意味だとされている。これが、昭和天皇が開戦に対し疑問を呈した証拠とされた。

東久邇宮稔彦内閣総理大臣は、1945年9月5日における衆議院演説「戦争集結ニ至ル経緯竝ニ施政方針演説」において次のように述べた。「天皇陛下に於かせられましては、大東亜戦争勃発前、我が国が和戦を決すべき重大なる御前会議が開かれました時に…御自ら、明治天皇の『よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のたちさわぐらむ』との御製を高らかに御詠み遊ばされ、如何にしても我が国と米英両国との間に蟠まる誤解を一掃し、戦争の危機を克服して、世界人類の平和を維持せられることを冀はれ…此の大御心は、開戦後と雖も終始変らせらるゝことなく、世界平和の確立に対し、常に海の如く広く深き、聖慮を傾けさせられたのであります」と伝聞だと述べたが、東久邇宮は元侍従長であった。

昭和天皇は終戦後、開戦を決定した昭和16年9月6日の御前会議について大要、次のように述べた。

9月5日に近衛文麿が天皇に御前会議の原案を提示した。その内容は1. 戦争の決意 2. 対米交渉の継続 3. 10月上旬に交渉ならざる場合は開戦を決意するという案<sup>56</sup>であった。これについて天皇は「交渉に重点を置く案に改めんことを要求」したが、近衛は1と2の順番を改めることは絶対にできない、と近衛は言った。翌朝、近衛は木戸の所に来て天皇に平和で事を進めるよう論してもらいたいと指示した。「そこで私は豫め明治天皇の四方の海の御製を懐中にして、会議に臨み、席上之を読んだ、之も近衛の手記に詳しく出て居る」<sup>57</sup>その後、12月1日閣僚、統帥部の御前会議において開戦が決定された。この時の資料はだれも口を閉ざしている。天皇は「その時は反対しても無駄だと思ったから、一言も云わなかった」<sup>58</sup>と述べた。さらに「開戦の際東条内閣

の決定を私が裁可したのは立憲政治下に於る立憲君主として已むを得ぬ事である。若し己が好む所は裁可し、好まざる所は裁可しないとすれば、之は専制君主と何等異なる所はない。」<sup>58</sup>と述べた。

9月6日の御前会議における昭和天皇の行為の真偽は当事者以外に知るよしもないが、近衛文磨以外は誰も語っていない。彼らが戦後東京裁判を念頭にして「四方の海」伝説を利用して物語を作った可能性が大きい。作為者は近衛文磨、木戸幸一であろう。天皇は自らの過去について「近衛の手記に詳しく出て居る」としか述べていないことは、これが作為者の物語であったことを暗に示したものである。

## (2) 『昭和天皇独白録』と親裁

『独白録』における天皇の弁明は、戦後極東軍事裁判を念頭ににしたものであり、親裁としてのそれまでの常識とは異なる発言であった。しかし昭和天皇は常に国家元首として、憲法の条規によりて平時において統治権を総攬し、かつ戦時大本営条例の下では政府と軍トップとして親裁してきた<sup>60</sup>。

日中戦争は、日本の外交上、戦争とは称することはできなかつたために戦時大本営条例は廃止され、戦時以外に事変でも設置可能にした大本営令(昭和12)によって、1937年11月20日大本営が設置され、1945年9月13日まで合計7年10ヶ月間大本営は存続した。大本営設置期間だけでなく、昭和天皇が即位した直後の昭和3年に張作霖爆死事件が生じ、これ以降満州事変、日中戦争に繋がった。昭和天皇にとって終戦までの総ての期間が戦時体制であった。

大本営会議には天皇御臨席の大本営御前会議と、政府と統帥部首脳との大本営政府連絡会議に臨席する場合がある。国策は政府の要求で設けられた大本営政府連絡会議で事実上決められたが、重要な国策は、天皇が出席した御前会議に諮られる慣習になっていた。近衛内閣時代の昭和15年11月28日から、大本営政府連絡懇談会になり、小磯内閣時代の昭和19年8月には、最高戦争指導会議となった。大本営設置から廃止されるまで御前会議は15回開催されたとされている。御前会議は平均すると2年に1度しか開催されておらず、前述の明治初年に比べるとはるかに少ないが、天皇が親臨した場の決定は不動の国策に

なった。

昭和天皇が、戦後語った『昭和天皇独白録』<sup>61</sup>は残存する天皇の記録のごく一部に過ぎないであろうが、その中においても統治権の総覧者であり、かつ大元帥としての役割を果たしたことを自ら語っている。同書の結論として、天皇は「開戦の際東条内閣の決定を私が裁可したのは立憲政治下に於ける立憲君主として已むを得ぬ事である。若し己が好む所は裁可し、好まざる所は裁可しないとすれば、之は専制君主と何等異なる所はない」<sup>62</sup>、但し、天皇は専制君主が如き振る舞いをしたことが2度だけあったと述べた。それは、天皇によると田中義一首相への辞任要求と2.26事件の処分の2つである。

昭和3年、張作霖爆死事件の際、田中義一首相に対して辞任要求をした事について天皇は以下のように後日述懐した。「日本の立場上、処罰は不得策だと云ふ議論が強く、為に閣議の結果はうやむやとなって終つた。そこで田中は再び私の処にやって来て、この問題はうやむやの中に葬りたいと云ふ事であった。それでは前言と甚だ相違した事になるから、私は田中に対し、それでは前と話が違ふではないか、辞表を出してはどうかと強い語気で云った。」<sup>63</sup> 田中義一首相は総辞職し、その後の心労で他界した。田中の同情者は“重臣ブロック”“宮中の陰謀”といういやな言葉が生まれ、恨みを含む「一種の空気がかもし出された。二.二六事件もこの影響を受けた点が少ないのである。この事件あって以来、私は内閣の上奏する所のは仮令自分が反対の意見を持っていても裁可を与へる事に決心した。」<sup>64</sup> また、2.26事件について「私は田中内閣の苦い経験があるので、事をなすには必ず輔弼の者の進言に俟ち又その進言に逆はぬ事にしたが、この時と終戦の時との二回丈は積極的に自分の考を実行させた」<sup>65</sup>と述べた。

天皇自身による“2度だけの過ち”は、天皇親裁による人事権の行使であり、かつ反乱軍への極刑命令であった。ところが、『昭和天皇独白録』では天皇親裁による統帥権の行使、統治権の総覧が日常的に行われたことを自ら語っている。以下に親裁に関して、天皇自身の発言の中から注目すべき事項を挙げた。以下の引用はいずれも『昭和天皇独白録』による。

## 1) 人事権の行使

- ①張作霖爆死事件での田中義一首相に「辞表をだしてはどうか」と辞任要求  
その後、田中首相は傷心してまもなく死去「この事件あって以来、私は内閣  
の上奏する所のものは仮令自分が反対の意見をもっていても裁可を与へる事  
に決心した」

侍従武官長、軍部大臣人事選定を首相に命令した。軍事内局人事へ介入した。

私の意に添わぬ「拙劣な人事の為に…阿部総理は辞表」を提出した。

米内内閣について「米内はむしろ私の方から推薦した」「内閣は陸軍の為に  
圧せられたのである。米内内閣はよくやったと思う」

- ②陸軍内の派閥抗争のため、「西園寺の意見を徴した上で、昭和6年12月閑院  
宮の参謀総長になって頂いた」「海軍の要求を容れて伏見宮に軍令部総長」  
に任用した。
- ③宇垣一成は「聞き置く」という曖昧な言葉を用いる「この様な人は、総理大  
臣にしてはならぬと思ふ」と述べ、宇垣内閣成立に反対した。
- ④米内内閣について「米内はむしろ私の方から推薦した。」
- ⑤松岡外相がソ連との中立条約破棄を上奏したので「私は近衛に松岡を罷める  
ように云った」近衛は松岡を単独罷免せず総辞職した。
- ⑥永野軍令部総長が戦争計画書を持参した。私は、「軍令部総長を取替へる事  
を要求」したが、そのままにした。
- ⑦東条内閣を「何故私が自ら倒す事に当らなかった」理由は三つある。マリア  
ナ陥落、憲兵を用いすぎて国民感情を害したこと、東条の兼職が多すぎたこ  
と、以上がその理由である。
- ⑧東条内閣の嶋田海軍大臣の功績は認めるが、あまりに評判が悪いので東条に  
罷免させた。
- ⑨梅津参謀総長人事について、「もっと大物を出せといふ意見はなかったかと  
質問した」ところ東条は皇族の後宮(淳)案を裁可した後、取り消しを上奏し  
た。「彼(東条)ほど朕の意見を直ちに実行にうちしたものはない」(『側近日  
誌』)
- ⑩東条内閣は不人気になったが、東条を更迭しなかった理由は、更迭すると宮

中の陰謀説がでる事を危惧した、東条以上の人物がいない、東条は大東亜各地の人々と接触しており、大東亜の人心を取捨する事の三点だ。

- ⑪東条は立派に辞表を提出した。私は東条に同情している。
- ⑫東条内閣後の後任は近衛が米内、小磯連立内閣を勧め二人に大命を下した。重臣の意見を聞き、首相、陸海軍大臣、軍令部総長を自ら決めた。山下奉文重用案は却下した。木戸内大臣から海軍の情勢を聞いた。
- ⑬「私は木戸や松平とも相談したのであるが、官吏の任命は私の大権に属する、官吏が悪いなら、それは私の責任であるから、私が神に陳謝すべき」
- ⑭昭和19年東条陸軍大臣の後任人事に杉山元を裁可し、三笠宮が支持した。山下奉文、阿南の梅津提案は東条が反対した。

## 2) 統帥権の行使

- ①2.26事件の討伐命令については「積極的に自分の考えを実行させた。」
- ②白川大将に上海事件の「不拡大を命ず」とする命令をだした。
- ③シナ事変において「威嚇すると同時に和平論を出せ」と要求した。
- ④ノモンハン事変前における「満州国境を厳守せよ」の大命は「正当な事である」事変後「国境の不明瞭なる地方及僻遠の地方の国境は厳守するに及ばずといふ事にした」
- ⑤開戦の決定について、石油の輸出禁止は日本を窮地に追い込んだ「戦った方がよいという考えが決定的になったのは自然の勢いと云はねばならぬ」と述べた。
- ⑥南仏印進駐について、「私は蓮沼武官長を通じ、東条に対し、国内の米作状況が極めて悪いから、若し南方からの米の輸入が止まったら国民は餓死する外はない、進駐は止めるように言わせた」
- ⑦レイテ決戦に賛成したが、陸海軍の作戦がまとまらず失敗した。山下奉文と寺内寿一総軍司令官、参謀本部の意見が違ったことが敗因だ、作戦の失敗は臣下の責任である。
- ⑧「近衛は極端な悲観論で、すぐ戦いを止めたほうが良いと云ふ意見を述べた。私は陸海軍が沖縄決戦に乗り気だから、今戦いを止めるのは適當ではないと

答へた。」昭和20年2月重臣を個別に招いて意見を述べさせた。「たとえ和を乞うとしてももう一度戦果をあげてからでない」と(『藤田侍従長回顧録』)と戦争継続を決定し、天皇は戦局が絶望的になっても講和への道を取らなかった。

- ⑨「沖繩戦で敗れた後は海上戦の見込みは立たぬ、唯一縷の望みは、ビルマ作戦と呼応して、雲南を叩けば、英米に対して、相当打撃を与え得るのではないか」と述べ、沖繩戦で敗れても、なお南進侵攻を計画した。
- ⑩昭和20年8月12日皇族会議において「朝香宮が、講和は賛成だが、国体護持が出来なければ、戦争を継続するかと質問したから、私は勿論だと答へた」と述べ、国体護持を第一と考えた。

### 3) 外交政策の行使

- ①米国参戦に関して、吉田海相は松岡外相の日独同盟論にだまされた。「日独同盟に付いては結局私は賛成した…日米開戦后出来た三国単独不講和確約の結果から見れば終始日本に害をなした」
- ②ドイツの軍事外交戦略を変更させるように東条に命令した。ドイツはアフリカ侵略に重点をおくようにすべきである。ソビエトは防衛につとめ主力が米英に一撃を与えるべきだ。ソビエト軍がドイツ領に侵攻した際には独ソ和睦を申し込むように大島大使を通じてドイツに伝えた。(これは日本の利害を踏まえた命令であったが)日独利害の不一致が日本の敗戦の要因である。
- ③日米交渉は「最初は非常に好調に進んだが、大切なときに松岡が反対したので駄目になった」

天皇は松岡外相への外交政策と資質への嫌悪感を露わにしたが、東条英機を深く信頼し、東条に外交を主導させた。

### 4) 御前会議について

- ①御前会議は「全く形式的なもので、天皇には会議の空気を支配する決定権はない」
- ②昭和16年9月6日開戦決定の御前会議前日に近衛首相が原案提示した。「私は交渉に重点を置く案に改めんことを要求したが、近衛はそれは不可能です

と云って承知しなかった」

- ③ 9月6日の午前会議の前、近衛文磨は「木戸の処にやって来て、私に会議の席上、一同に平和で事を進める様論して貰ひ度いとこの事であった。それで私は豫め明治天皇の四方の海の御製を懐中にして、会議に臨み、席上讀んだ、之も近衛の手記に詳しく出て居る」
- ④ 9月6日の御前会議の決定を白紙に戻し、平和になるよう極力尽力せよ「木戸をして東条に説明させた…東条は私の気持ちを汲んで組閣した…この男ならば、組閣の際に条件さへ付けて置けば、陸軍を抑へて順調に事を運んで行くだらうと思った」
- ⑤ 「政府と統帥部の一致した意見は認めなければならぬ…12月1日に、閣僚と統帥部との合同の御前会議が開かれ、戦争に決定した。その時は反対しても無駄だと思ったから、一言も云はなかった」

以上のように天皇は御前会議において、意見を聞くだけで衆議に従うだけだ、としてあくまで親裁を否定した。

## 5) 平和への志向

- ① 宣戦の詔書案の「豈朕が志ならんや…皇祖高宗の神靈上に在り」の言葉は上意であるとの東条の言に対して「その様な事を云ったかも知れぬ」
- ② 「開戦後（ローマ）法皇庁に初めて使節を派遣した、之は私の発意である」戦争終結、情報収集、影響力を考慮した。
- ③ 戦争を鼓舞するための詔書は拒否し、平和を祈るための伊勢神宮参拝を実施した。
- ④ 敗戦の原因は四つある、兵法研究が不十分、精神主義偏重と科学の軽視、陸海軍不一致軍首脳部の人材不足である。
- ⑤ 昭和20年8月9日最高戦争指導会議、御前会議でポツダム宣言を受諾する決定をした。受諾しなければ日本民族は亡びてしまう。伊勢湾に敵が上陸すれば伊勢、熱田神宮が敵の制圧下に入り、神器の移動ができず国体護持は難しい。私の一身は犠牲にしても講和をせねばならない。
- ⑥ 「開戦の際東条内閣の決定を私が裁可したのは立憲政治下に於る立憲君主と

して已むを得ぬ事である。若し己が好む所は裁可し、好まざる所は裁可しないとすれば、之は専制君主と何等異なる所はない。」<sup>66</sup>

以上の天皇の発言は、親裁を自ら否定しても、親裁を行ったことが明らかにされており、自己矛盾と弁解に充ちたものとなっている。

天皇は高官人事に関して、総理大臣や国務大臣の人選は無論、軍人事に関しても軍内局の力関係を配慮して自ら決定している。

外交に関して日本外交の大局を指示している。また松岡外相による日独伊三国同盟工作の失敗の責任追及と罷免要求を強行に行った。

東条英機への篤い信頼と忠臣ぶりを高く評価した。これに対して旧皇道派とみなされた山下奉文らを陸軍中枢に招聘する事に、東条の意を酌んで反対した。2.26事件以降皇道派が後退し、陸軍統制派勢力が拡大したことは結果的に天皇の意志によるものであった。

天皇は軍作戦行動に深く関り、作戦を逐次奏聞、裁可したため、結果として戦局の大局を見失った。大本営設置期の天皇の行動は親征と見なしても過言ではない。そのために、閣外に去り、情勢を客観的に見る事ができた近衛文磨による、和平に関する上奏文を「近衛は極端な悲観論」者である、として却下した。

原爆が数多く投下され、国土が壊滅しても、伊勢神宮を守る事を第一とし、「国体護持が出来なければ、戦争を継続し」一億玉砕することは「勿論だと答へた」(原爆投下後の8月12日の発言)

以上のように、天皇は親裁を自らの意思で行い、統帥権を行使した。終戦に至る天皇は国体維持を第一に考えており、その国体とは皇室祭神や皇室の存在が第一義的であった。

### (3) 昭和天皇と軍高官

#### 1) 軍高官との発言記録

『昭和天皇紀』は刊行されない可能性が大きいと言われている。今日まで系統的に昭和天皇の国事行為記録を収集したものはほとんどないが、2003年に刊

表6 昭和初期の高官氏名と任期

	陸軍大臣	海軍大臣	侍従武官長	参謀総長	軍令部(総)長	内大臣	首相
昭和2年	宇垣一成/白川義則	岡田啓介	奈良武次	鈴木荘六	鈴木貫太郎	牧野伸顕	若槻禮次郎
昭和3年	↓			↓			田中義一
昭和4年	宇垣一成	財部彪			加藤寛治		濱口雄幸
昭和5年	↓	安保清種		金谷範三	谷口尚真	斎藤実	↓
昭和6年	南次郎	大角岑生		関院宮載仁	↓	一木喜徳郎	犬養毅
昭和7年	荒木貞夫	岡田啓介			伏見宮博恭	湯浅倉平	齋藤實
昭和8年	↓	大角岑生	本庄繁				↓
昭和9年	林銑十郎	↓					岡田啓介
昭和10年	川島義之	永野修身					↓
昭和11年	寺内寿一	米内光政	宇佐美興屋				廣田弘毅
昭和12年	中村孝太郎/杉山元	↓					近衛文麿
昭和13年	板垣征四郎	吉田善吾	畑俊六/蓮沼蕃				↓
昭和14年	畑俊六	及川古志郎	蓮沼蕃	杉山元			平沼騏一郎/阿部信行
昭和15年	↓	嶋田繁太郎		東条英機/梅津美治郎	永野修身	木戸幸一	米内光政/近衛文麿
昭和16年	東条英機						東條英機
昭和17年	↓						↓
昭和18年		野村直樹/米内光政			嶋田繁太郎/及川古志郎	及川古志郎	小磯國昭
昭和19年	杉山元		米内光政		豊田副武		↓
昭和20年	阿南惟幾	↓					鈴木貫太郎/東久通官

行された『昭和天皇発言記録集成』がある。同書は、参謀本部「御下問綴」「御下問奉問書綴」海軍省「公文備録」「霞ヶ関史料」「海軍関係特殊記録綴」をはじめ、数多くの史料、高官・側近の日記等を参考にして編纂された。同書は、編年時別時系列的に昭和初期から戦中戦後までの天皇の発言事跡記録が網羅されており、今日において昭和天皇の事跡をたどる上で便利な書物であるが、以下の不十分な点がある。第1に、敗戦前後における記録抹消によって、昭和天皇の記録、史料類が消却されている事が多いこと。第2に、宮内庁文書、侍従日誌による記録が収録されておらず、年次別に天皇の事跡、発言記録の濃淡があること。第3に、その結果として、記録漏れも少なくないこと。第4に、収集資料が戦史に偏っており、その結果として戦史に関連した事跡が多いこと。以上の制約があるが、昭和前半期における、昭和天皇の事跡の概要を知りうる史料として重要な情報をわれわれに提供している。

表6は年次別の高官氏名であり、表7、図6は前掲『昭和天皇発言記録集成』<sup>67</sup>

表7 昭和天皇と高官の発言・面会回数

	陸軍大臣	海軍大臣	侍従武官	参謀総長	軍令部総長	内大臣	首相	その他	元老	外相等	蔵相	計
大正10	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	4
大正11	1	2	0	0	0	2	1	3	1	2	0	12
大正12	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
大正13	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
大正14	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
昭和2	1	2	2	5	1	6	4	0	0	0	0	21
昭和3	3	0	2	1	0	13	11	1	0	1	0	32
昭和4	5	1	1	3	1	24	27	3	0	2	1	68
昭和5	4	6	13	0	7	6	8	1	0	0	1	46
昭和6	5	11	26	13	0	25	24	10	4	5	1	124
昭和7	7	4	31	18	1	9	3	0	0	0	0	73
昭和8	0	3	78	11	2	12	7	5	0	5	0	123
昭和9	2	1	30	6	3	10	6	2	1	1	0	62
昭和10	9	0	72	1	4	10	5	1	0	1	0	103
昭和11	5	3	38	6	11	1	7	1	0	1	0	73
昭和12	5	3	4	9	17	4	11	0	0	0	0	53
昭和13	5	0	3	13	1	11	5	2	1	1	0	42
昭和14	7	0	40	18	0	9	8	3	0	3	0	88
昭和15	3	3	9	27	2	40	6	1	0	1	0	92
昭和16	3	7	13	52	19	33	28	9	0	0	0	164
昭和17	1	4	84	37	14	12	12	2	0	0	0	166
昭和18	1	2	72	52	29	13	7	6	0	0	0	182
昭和19	0	2	27	75	20	17	18	3	0	0	0	162
昭和20	10	8	23	26	5	31	17	35	0	0	0	155
計	80	62	572	373	137	288	217	90	8	23	3	1853

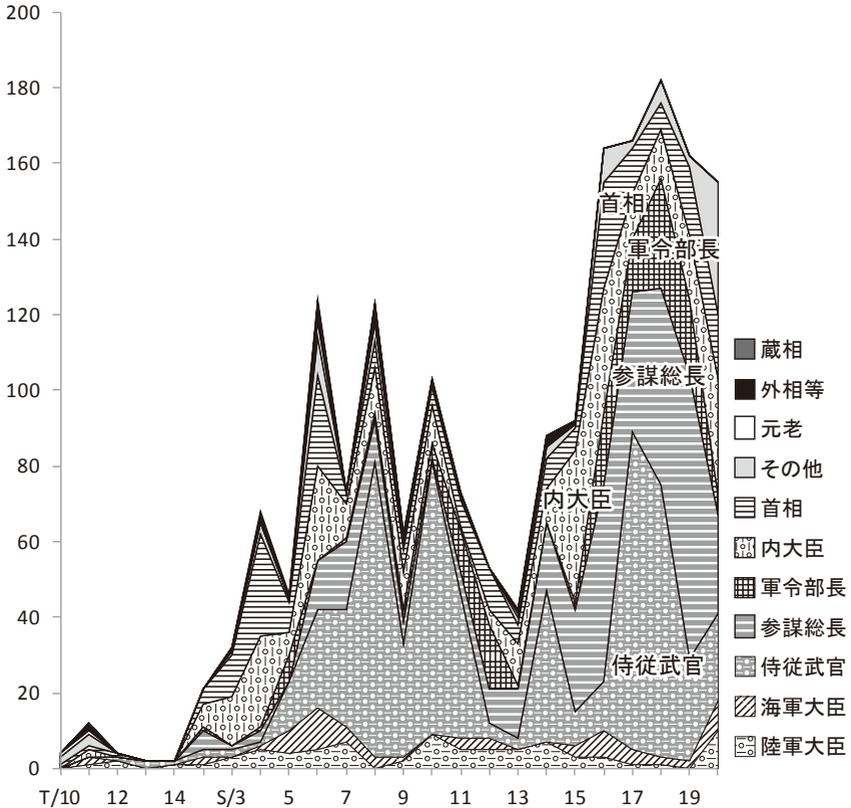
『昭和天皇発言記録集成』より集計

に記された天皇と高官との面談数である。

最後の元老西園寺公望は大正天皇即位のときに元老になり、以後、元老が指名されることはなかった。総理大臣奏薦は西園寺が内大臣との協議により行うことになり、昭和15年まで政界の節目で若い天皇に大きな影響を与えたが、上記記録における天皇との実際の面談回数は多くはなかった。

高官との発言記録が多くなるのは即位後であり、平時においては内大臣との記録が多い。満州事変前後には侍従文官長との記録が多く、大本営設置、日米開戦以降は参謀総長、軍令部総長という直接軍事行動を指揮する大本営幹部との記録が侍従武官長を上回るようになる。天皇にとって重要な人物がどの官職

図6 昭和天皇と高官の発言・面会回数



出所：表7に同じ

に就いているかにも依存するが、大本営において天皇が直接作戦行動に深く関わっている事を示すものである。

## 2) 皇軍高官としての東条英機と山下奉文

河上肇は終戦後の昭和20年9月に以下のような歌を詠んだ  
 次ぎ次ぎに拉致されてゆく高官の名を聞くだにも生ける甲斐あり  
 東条は最後になりても死にそこねアメリカ兵の輸血を受けぬ  
 死にそこねアメリカ人に救はるる東条こそは日本のシムボル

東条英機には厳しい歌であったが、その後拉致されていく高官には、京都帝国大学における河上肇の教え子であった、木戸幸一、近衛文磨も含まれた。

戦後極東軍事裁判の弁明に努めた軍以外の高官達は、軍の独走を止められなかったと皆一様に弁明をした。近衛文磨の手記がその最たるものであった。極東軍事裁判の罪状である共同謀議は満州事変以後の高官の罪状を問うものであったが、調査した検事は明治維新以来の天皇親裁の事実を理解できなかった。日本の国論も軍が政治を支配したという世論で一致した。サミュエル・P・ハンティントンによる『軍人と国家』<sup>68</sup>では日本軍はナチスと同様に極めて政治的な軍であるとする評価を行った。しかし、現役武官が大臣を務め、軍が内局を含めて軍衙とするが如き力を有したが、官僚が強い政治力を有したことは、他の部局、例えば外務、大蔵、文部、などとも同様であった。ただし大本营設置時においては国家財政の過半を超える規模となり、軍が国家財政を支配したことは事実であった。

職業軍人である軍高官は、命を賭して国家と天皇に忠義を尽くす究極の国家公務員であり、彼らが共謀して国家を支配しようと意図する様な集団ではなかった。シビリアンコントロールが機能しなかったのは、彼らの責任にあるのではなく、日本の憲法の運用と諸法令、官僚制度そのものに要因があった。

皇軍の高官の中で象徴的な2人の軍人がいる。東条英機と山下奉文であり、ともに終戦後内外で絞首刑に処せられた。ただし、天皇と両者の距離は大きく異なっていた。

山下奉文は海南学校、旧制海南中学校出身である。海南学校は、旧土佐藩主山内豊範が土佐の幹部を養成するために山内家邸内に設けた海南私塾創立が起源である。植木枝盛など後の民権派となる少壮も同校に入学していた。海南学校初代事務総督には西南戦争に軍功があり、後に陸軍中将、陸軍士官学校長を勤めた谷干城が就任した。同校は政治に付和雷同しない、質実剛健を旨とする教育を行い、陸海軍幼年学校の予備科として、成績優秀者は同校を中退し広島幼年学校に進むことを奨励した。幼年学校出身者は、中学校卒業から陸海軍士官学校に進学者した者の中でも、成績が優秀であり出世が速かった。

海南学校から広島幼年学校、士官学校に進んだ土佐の軍人は、陸海軍の将官

を数多く排出している。島村速雄(海軍元帥・大将)、山下奉文(陸軍大将)、永野修身(海軍元帥・大将)、沢田茂(陸軍中将・参謀本部次長)、久野村桃代(陸軍中将)、山本健児(陸軍中将)、土居明夫(陸軍中将)、大谷幸四郎(海軍中将)、山崎重暉(海軍中将)、横山一郎(海軍少将)など多くの将官を排出した<sup>69</sup>。彼らは子供の時から決してエリートや富裕層の子弟ではなく、その多くが貧しい農村の出身の2・3男であり、沢田3兄弟の様な貧農の母子家庭の子弟もいた。高額な学費の旧制中学校を1年で中退して、学費がより安い陸海軍幼年学校に進学するコースは、親の負担を軽減させる親孝行の意味があった。また高知周辺と同じ村から複数将官になっている。これは目標となる先輩が近くにいたからである。

山下奉文は高知県山間部の長岡郡大杉村出身であり、広島陸軍地方幼年学校、陸軍中央幼年学校、陸軍士官学校(18期)、陸軍大学校(28期)卒業後、スイス、ドイツに留学し、帰国後、陸軍省軍事課長、軍事調査部長等を歴任した。

山下は皇道派と見なされ、2.26事件では皇道派決起部隊に理解を示すような行動をしたと見られていた。決起部隊が反乱軍とされることが決まったとき、山下の説得で反乱軍は自決を覚悟した。

2.26事件後の旧皇道派と見なされた荒木貞夫、山下奉文は軍中枢に残ることができなかった。山下は第25軍司令官としてマレー作戦を指揮し、マレー作戦の成功で山下は国民的な英雄となった。開戦直後、マレー・シンガポールを短時日で攻略し、パーシバル司令官を降伏させた山下はシンガポール攻略という戦績をあげた。

山下奉文は満州に配置された後、フィリピンの防衛戦を指揮したが、山下が主張したルソン島での決戦を行うことはできなかった。山下の作戦は容れられず、輸送船の大半が撃沈され、山岳地帯持久戦に追い込まれて、昭和20年9月フィリピンで降伏した。

レイテ決戦の戦いに関して、昭和天皇は「『レイテ』が失敗した時、国内には、之が天下分け目の戦といふ言葉が流布せられ、国民の士気は消沈した…山下は比島を守らうとする、恐らく之が一番良かったらう」<sup>70</sup> 山下の作戦を執るべきだったと後悔した。

陸軍士官学校では山下奉文は東条英機の1期後輩にあたる。陸軍大学校も1期後輩である。統制派のリーダーであった永田鉄山は陸軍士官学校卒業の16期首席であり、山下の2期先輩、東条の1期先輩であった。

マニラの法廷での山下は戦犯として軍事裁判にかけられ、シンガポール華僑虐殺事件、マニラ大虐殺等の責任を問われ、死刑判決を受けた。1946年2月23日に絞首刑が執行された。昭和34年、処刑された他のBC級戦犯とともに靖国神社に合祀された。

山下奉文は東条英機から嫌悪されていたといわれ、軍中枢として道絶たれたが、その理由は東条が反対したからだと言われている。天皇は昭和19年東条陸軍大臣の後任人事に杉山元を裁可したが、これを三笠宮が支持した。その経緯について天皇は「東条は山下の果敢が東条人事を覆す事を恐れて、之に反対し、自分が留任すると云ひ出した」<sup>71</sup> 東条はよほど山下を嫌い、昭和天皇も2.26事件の怨恨を山下に強く持っていた。昭和天皇は昭和19年に至るまで、山下の御目見得を一度も許さなかった。

山下奉文は軍功も特筆すべきものがあるが、遺書も見事であった。

「私の不注意と天性が閑曼であった為、全軍の指揮統率を誤り何事にも代え難い御息或は夢にも忘れ得ない御夫君を多数殺しました事は誠に申訳の無い次第であります。激しい苦悩の為心転倒せる私には衷心より御詫び申上げる言葉を見出し得ないのであります…ポツダム宣言によって日本が賢明ならざる目論見によって日本帝国を滅亡に導いた軍閥指導者は一掃され、民意によって選ばれた指導者によって平和国家としての再建が急がれるでしょうが、前途益々多事多難なることが想像されます。建設への道に安易なる道はありません。軍部よりの圧力によったものとは云えあらゆる困苦と欠乏に堪えたあの戦争十箇年の体験は必ず諸君に何物かを与えるに違いないと思います。新日本建設には、私達のような過去の遺物に過ぎない職業軍人或は阿諛追従せる無節操なる政治家、侵略戦争に合理的基礎を与えんとした御用学者等を断じて参加させてはなりません。」

東条英機は1884年(明治17年)、東京市に東条英教(陸軍中将)の三男として生まれた。英機の父英教は陸大の一期生を首席で卒業したが出世が遅れ、反山

縣・長州閥の怨念は英樹に受け継がれたと云われる。東条は永田や小畑らとは勉強会を通して親密になっていたといわれている。永田亡き後、2.26事件が勃発したときは、関東軍内部での混乱を収束させ、皇道派の関係者の検挙に功があった。皇道派が一掃された後の陸軍で頭角を表し、同年12月に陸軍中将、関東軍参謀長に就任する。1940年から第2次近衛内閣、第3次近衛内閣の陸軍大臣を務めた。木戸幸一内大臣は、主戦論を唱えた東条を後継首班に推挙し、天皇の承認を取り付け、対米開戦の最強硬派であった陸軍を抑えるのは東条しかなく、また東条は天皇の意向を絶対視する人物であった。天皇は木戸の東条推挙の上奏に対し、虎穴にいらずんば虎児を得ずだねと、答えたという事を木戸は証言している。しかし、天皇の積極的関与があった事は間違いないが、真相は誰も語らない。

東条は、天皇への絶対忠信の持ち主の東条はそれまでの開戦派的姿勢をただちにあらため、外相に対米協調派の東郷茂徳を据え、いったん帝国国策遂行要領を白紙に戻す。さらに対米交渉最大の難問であった中国からの徹兵要求について、すぐにとということではなく、中国国内の治安確保とともに長期的・段階的に徹兵するという趣旨の二つの妥協案（甲案・乙案）を提示する方策を採った。またこれら妥協案においては、日独伊三国同盟の形骸化の可能性も匂わせており、日本側としてはかなりの譲歩であった。

山下奉文が絞首刑になった1年後、東条英機も極東軍事裁判を経て絞首刑となった。以下に東条英機の遺書の一部を引用した。

「天皇陛下に対し、又国民に対しても申し訳ないことで深く謝罪する。元來日本の軍隊は、陛下の仁慈の御志に依り行動すべきものであったが、一部過ちを犯し、世界の誤解を受けたのは遺憾であった。…此の裁判は結局は政治的裁判で終わった。天皇陛下の御地位は動かすべからざるものである。天皇存在の形式については敢えて言わぬ。存在そのものが絶対必要なのである。それは私だけではなく多くの者は同感と思う。空気や地面の如く大きな恩は忘れられぬものである…最後に、軍事的問題について一言する。我が国従来の統帥権独立の思想は確(か)に間違っている。あれでは陸海軍一本の行動は採れない。」

東条英機が遺書で述べた「我が国従来の統帥権独立の思想は確(か)に間違っ

ている。あれでは陸海軍一本の行動は採れない」とは天皇親裁による統帥を批判したのではない。東条は陸海軍統帥の不一致を言ったものであるが、加えて、内閣総理大臣が外交、内政の決定権者ではなく、軍制、軍政の論議にも加われないという事も、統帥不一致とともに日本の制度的問題と言うべきであった。加えて、軍内局（参謀本部、軍令部を含む）課長に権限が集中する、日本の官僚機構に特有の、台形的権力構造にもその要因があった。

『昭和天皇独白録』では昭和前期の政治家・軍人の多くに対し、昭和天皇は厳しい評価を行ったが東条は、天皇個人からの信頼を最も強く受けていた軍人であり忠臣であった。山下と東条の遺書を比較すると、山下の遺書には天皇への言葉が一言もないが、東条の遺書には天皇への配慮に充ちている。両者と天皇との距離に大きな差があったことは、彼らの経歴から首肯できる。

日本の統帥不一致を個別の要因に帰すべきではない。日本の統帥部は大本營設置後においても、アメリカのような統合参謀本部、自衛隊の統合幕僚会議とは異なり、陸軍、海軍、陸海軍それぞれの統帥部、さらに陸海軍を代表する皇族武官が独立し、個別に天皇の下に統帥される組織であった。陸海軍不一致は、明治初期からの構造的な問題であった。

第3次近衛内閣が倒れ、東条陸軍大臣自らが内閣を組閣した。東条英機は、陸海軍個別に天皇の下に総帥されている分裂した統帥部を統合すべく、昭和16年11月4日、初めて陸海軍合同軍事参事官会議を行った。軍事参事官会議の歴史は古く、憲法制定以前の明治20年6月2日、勅令第20号による軍事参議官制度に始まり、明治33年勅令第212号によって改正された。軍事参議官の構成は、陸軍大臣 海軍大臣 参謀総長 監軍 海軍軍令部長、侍従武官長など総勢16名から19名であった。しかし、軍事参議院それ自体は、統帥部の分裂を補完するものではなかった。

東条英機はメモ魔と言われ、裁判でも未発表の軍事参事官会議のメモを残していた。対米決戦回避、外交不調の場合の見通しをしめし、東条は陸相としての立場から「2年後の見通しは不明なるため無為ニシテ自滅ニ終ランヨリハ難局ヲ打開シ得バク全力ヲ尽くシテ努力セバ将来ノ戦勝ノ基ハ之レニ依リ作為シ得ル」<sup>72</sup>という意見を述べた。朝香軍事参議官は、天皇が憂慮した陸海軍緊密

な協力の必要性について、陸海軍統帥部の意見を聞いた。永野軍令部総長は「唯今ハ陸海軍良ク協調シアリ」杉山参謀総長は福州上陸の例の如く「陸海軍協同一致」<sup>73</sup>しているという表向きの意見表明しかなかった。

その後東条は、陸軍大臣、総理大臣、参謀総長を兼務しても陸海軍不一致を是正することが出来なかった。日本の統帥は天皇や軍のトップ、一部軍閥の問題ではなく、組織が構造的問題を有していたと言える。それは官僚組織の構造的欠陥でもあった。天皇は“しろしめる”存在であり、官僚は天皇の無言の意志を受けて命を賭して使命を果たすのみであるという、親裁体制を支える統帥部と行政主体の曖昧さに起因するものであった。

## むすび

GHQ は日本の伝統的な政治決着である“君側の奸”に戦争責任があるとする決着を行い、国民世論もそれに納得した。しかし、その決着は天皇親裁であった明治憲法の原則を無視したものであった。明治大帝から昭和天皇までの親裁は名目ではなく実質的な親裁であった。天皇は高官人事、重要な内政、外交を総攬し、軍を統帥してきた。戦後、それまでの親裁が名目的であったと如何に強弁しても、天皇の事跡を仔細に見ると、実質的な親裁が執行されたことが明らかにされている。

明治初年の親政は、天皇による太政官への連日の臨御と高官との面会を前提にしたものであったが、内閣制度、憲法体制以降は憲法と法律の枠内での親裁が制度化された。

憲法上の天皇は国家有機体の元首であり、その限りで憲法に基づいて親裁を行うことは専制君主であることを意味しない。官僚による百官分任に見えるが、あくまで天皇よって統治権が総攬され、統帥する事が貫かれてきた。天皇は重要事項の総てを知りうる唯一の元首であり、それ故に親裁する事ができた。そのことが結果として陸海軍統合司令部を一度も作れず、統帥不一致を招いた。また、内局課長に権限が集中するという、日本の官僚制度特有の構造にも、統帥不一致の要因があった。

親裁体制は大本営設置期において、議会への対策が考慮される事はなかったが、議会は昭和初期まで、親裁体制の火薬庫であったことは事実である。内閣と軍の対立、統帥不一致を将来来たすであろう事は、すでに明治憲法制定時において、憲法原案を策定していた井上毅は、政体の矛盾が生じるに違いないと心配していた<sup>74</sup>。しかし、井上毅らは統帥部間、陸海軍間の対立と混乱が生じることは想定出来なかった。

---

<sup>1</sup> 内閣総理大臣を内閣の首班とする、とは明治18年内閣官制から使用された言葉である。首班とは天皇から見た集団のリーダー格を意味する。

<sup>2</sup> Shiru, shiriは縄文・弥生語に由来する。アイヌ語のshirは山を意味し、山は肉体をもった生物(人間)である。

<sup>3</sup> 「帝堯陶唐氏、帝嚳子也…有老人、含哺鼓腹、擊壤而歌曰、日出而作、日入而息、鑿井而飲、耕田而食、帝力何有於我哉」鼓腹擊壤『十八史略』

<sup>4</sup> 『日本書紀』には王氏、中臣氏、斎部氏、卜部氏らが世襲的に神事に関わり、軍事は物部氏が統括した事が記されている。

<sup>5</sup> 天皇自身が神であるとは昭和に生まれた誤用である。生き神信仰は神霊と一体になった祭事に由来し、全国の生き神の総括者が天皇であるという意味である。『万葉集』柿本人麻呂「皇は神にしませば」の例と日本書紀の1例しかない。「国体の本義」(1935年)「天皇は、皇祖皇宗の御心のまにまに我が国を統治し給ふ現御神であらせられる」神の語源はアイヌ語のkamui説がある。

<sup>6</sup> 黒田俊雄「中世の国家と天皇」『岩波講座日本歴史6中世2』1963年2月28日

<sup>7</sup> 天皇は総理大臣から特別な要請がない限り閣議には加わらなくてよいことになり、文字通りの天皇臨裁によらなくても親裁とみなすものとされた。また上奏への下問は所管大臣と次官に限定した。(内閣ニ於テ重要ノ國務會議ノ節ハ、総理大臣ヨリ臨御及上奏候上ハ、直ニ御聽許可被為在事 各省ヨリ上奏書ニ付、御下問被為在候節ハ、主務大臣又ハ次官被召出、直接御下問被為在度事 必要之場合ニハ地方行幸被為在度事)

<sup>8</sup> 岩壁義光『広島大学史紀要第6号』「明治天皇紀編纂と資料公開・保存」(2004年)。

<sup>9</sup> 明治13年2月三条・岩倉、文部卿は河野敏鎌を文部卿として推薦した。しかし天皇は佐々木高行を文部卿としたかった。天皇は太政大臣、左右大臣に次のように言った「従来内閣に於ける参議の権力強大にして、実に参議兼大臣の観ありき、自今以後大臣たる者力めて参議を統御すべしと宣したまへり」『明治天皇紀第5巻』28頁

<sup>10</sup> 坂本国夫「枢密院文書について」『北の丸第3号』昭和49年12月

<sup>11</sup> 各巻の該当年数は以下の通り、第1巻 嘉永5年-明治元年、第2巻 明治2年-明治5年、第3巻 明治6年-明治9年、第4巻 明治10年-明治12年、第5巻 明治13年-明治15年、第6巻 明治16年-明治20年、第7巻 明治21年-明治24年

<sup>12</sup> 各巻の該当年数は以下の通り、第1巻 嘉永5年－明治元年、第2巻 明治2年－明治5年、第3巻 明治6年－明治9年、第4巻 明治10年－明治12年、第5巻 明治13年－明治15年、第6巻 明治16年－明治20年、第7巻 明治21年－明治24年

<sup>13</sup> 明治元年1月13日、太政官代を九条家に置く、毎日巳の刻参集申の刻退出を令す。一条院にあった参与役所を九条代に移した。1月27日太政官代、参与役所を二条城に移した。このとき、従来は摂関家の下にあった太政官が初めて一定の場所に定まり、独立した庁舎を有するようになった。1月17日三職七科制が制定され、総裁を皇族、議定に宮公卿諸侯、参与事務を参議が担った。2月3日太政官代に行幸した。3月9日太政官代二条城に行幸した。4月4日二条城にて万機親裁の詔を發布。4月6日天皇は諸藩兵の操練を大坂城中で観た。〔『行在所日誌』・『明治史要』〕4月21日太政官代を宮中に移した。4月21日天皇は後宮より表御殿に移り、辰の刻に毎日御学問所にて政務を総攬し、申の刻入御することを天皇が申し出た。参与横井平四郎は「主上日々出御万機を総攬したまふ…抑も斯くの如き盛事は千余年来絶無に属す…並々ならぬ英姿恐悦無限なり」と述べた。以後この年、9月20日の東京発行幸まで毎日政務を総攬した。

<sup>14</sup> 明治2年1月4日以降小御所政始の儀、未の刻(2時以降)5日午の刻(12時以降)参内、7日午の刻から未の刻まで参内、紫宸殿にて、9日出御始臨御、議政行政官参朝を毎日巳の刻議定参与は会議。午後それぞれ執務、「天皇は御学問所に出御 万機親裁 輔相議定参与を御前にて宸断を仰がしむ」『明治天皇紀』第2巻17頁 輔相以外は近習を以て候して参入、8月7日、毎日巳の刻より午の刻まで小御所代に出御、御前にて大臣・納言・参議列坐して事を議し、万機を宸断あらせらる、但し諸省卿は許可を得て会議に列した。

<sup>15</sup> 明治3年1月神宮奏事始 神祇伯中山忠敬、奏上、ついで政始の儀、同日に政と祭事を初めて行う。11日海軍始業式、17日軍神を皇居に祭り練兵を天覧、鹿児島高知藩、親兵3000人参加。これが「後年陸軍始の濫觴」とされ、以後毎年恒例となる。参加の将兵に酒魚を賜り、皆感激した。3月25・30御前会議を開催した。議題は、大村益次郎暗殺犯の処刑と弾正台員選任について。暗殺犯の主張を正当化(停刑)する者を天皇は処分した。3月2日10・12・14・24日御前会議、同じく弾正台員選任(弾正台は太政官制下に設置された警察機関であり、同4年、司法省に合併された)5月4日、10日御前会議。6月22日、24日には御前会議。10月2日、4日には御前会議。この年は年末まで藩知事より上書、奏聞7回。辰8時の刻から戌8時の刻を通例として吹上御苑に出御する。5月、6月における太政官への出御は、5月5日、6日、12日、6日、21日、26日、6月11日、15日、21日、23日、26日、7月16日、21日、26日の14回であった。

<sup>16</sup> 明治4年3月外務権大丞楠本正隆より屯田、征韓の議を建議。7月西郷から岩倉、三条に侍従を士族に、宮中官制を廃止し、侍従、侍講の改革を進言した。木戸、西郷は大隈、板垣を参議に推薦したが大久保、岩倉は反対した。

<sup>17</sup> 明治5年2月兵部省より、陸軍省、海軍省設置の建議があった。2月山県が近衛兵設置を上奏した。同2月、山県は天皇が行幸すべきとして、陸軍省として建議した。特に全国の鎮台、県庁に行幸すべきとした。この建議を受け入れ、その後天皇は全国に行幸する。大阪、京都、下関、長崎、鹿児島に行幸。明治5年12月、元田は侍従長を西郷従

道にと建言した。

<sup>18</sup> 明治6年1月山縣有朋による建言で徴兵令が制定される。明治6年1月10日徴兵令を發布する。「殊に有朋は旧山口藩において奇兵隊を一般四民より募集し、勇敢なる精兵を作り得たるの経験と、欧米諸国の兵制を視察したるの結果とに依り断固として其の所信を主張す」1月4日山県陸軍大輔上奏し全国鎮台配置改訂。7日に裁可、公布、6月2日左院海軍拡張10年計画を正院に提出した。「抑々慶応3年徳川慶喜兵馬の権を奉還すと雖も、当時朝廷は未だ一兵を有せず」明治二年版籍奉還後も旧藩主は兵馬、収税の権を有していた。明治3年以降、山縣有朋が兵部少輔として軍政にあたる。4月、陸軍中将大輔山縣有朋が大輔を辞任する。4月10日辞表提出。『天皇紀』には「新兵制を実施せんとするに際し陸軍省内動もすれば和平を欠かんとす」「陸軍元帥参議西郷、大蔵大輔大隈、大蔵大輔井上馨等陸軍省の瓦解せんことを慮りて斡旋する所あり、29日有朋に命ずるに陸軍省御用掛を以てし、陸軍卿代理たらしむ」とある。『明治天皇紀第三卷』55頁

<sup>19</sup> 明治6年5月「5日皇城炎上す」『明治天皇紀第三卷』61頁

天皇は騎馬にて宮内卿徳大寺実則馬、侍従長、侍従を従え皇后と吹上御苑に難を逃れた。三條、熾仁親王何候、参議、百官、山里御苑内梅茶屋を正院代とし、宮内庁仮庁とした。続いて、延焼し太政官、宮内庁舎を焼いた。この日赤坂離宮を以て仮皇居と定め、宮内省の事務を離宮内で執る。馬場先門内旧教部省庁舎を太政官代と為す。『明治天皇紀第三卷』62頁

<sup>20</sup> 明治7年1月1日大雪、正月、皇居午前5時四方拝。7時食事8時朝拝の儀、華族皇后はじめて同席、宮内庁にて参賀、外国人、3日まで元始祭、4日正院にて政務をとる。各神社の奏事 陸軍卿山縣有朋近衛鎮台士官学校設置、全国防衛線画定を上奏、工部卿伊藤博文奏聞大阪神戸間の鉄道竣工間近、「この年正院に行幸して政を聴きたまふこと四十有余回なり」『明治天皇紀第三卷』185頁第三卷

<sup>20</sup> 民選議院建白書提出直後 明治7年1月 佐々木高行ら建議共和政治不可 国体外邦と異なり、一朝にして設けくべからざるは民撰議院』『明治天皇紀第三卷』196頁 第3卷「明治七年二月二十二日陸軍省第六局を廃し、新たに参謀局を置きて国防及び用兵の機務を画策せしむ、是軍令の首脳たる参謀事務を拡張し且之れと一般軍事行政との別を明らかにせんがためなり、近衛都督陸軍中将山縣有朋に命じて局長を兼ねしむ」同上書214-215頁。明治7年5月10日、左院に憲法制定編纂命令、明治7年5月、山県、三浦梧楼、曾我祐準 廟議日清開戦不可「兵備未だ整はざる」『明治天皇紀第三卷』280頁第3卷明治7年5月、島津久光、海軍優先、上奏、大隈更迭、上書、西洋化反対。明治7年8月元田永孚上奏6人の家臣一体化天皇への上奏、征韓論征台で意見が分かれる。「六輔臣の心を一にするは…唯陛下の一誠に在るのみ」『明治天皇紀第三卷』301頁

<sup>21</sup> 明治8年1月木戸、大久保和解し木戸を政府に戻す、伊藤、政治改革元勲を参議にして木戸、大久保らを輔弼とし省と政府を分離し省には2流の人物を配置すべし。元老院を設立議院開設、木戸板垣会談大久保、入閣要請、明治8年2月岩倉上奏政治改革は漸進を旨とすべしと。明治8年1月中山忠能上奏、西洋品節減し左右大臣の省分担し太政大臣が総攬すべし。明治8年4月14日聖詔、正院にて大臣参議省長官、元老院、大審

院を置き、地方官会議、「漸を以て立憲の政体を立つべきの詔書を下したまふ」「漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲す」「進ムニ輕ク為スニ急ナルコトナク其レ能朕カ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ」明治8年3月左右両院を廃して元老院を設置、明治8年10月板垣上書、参議と省長官兼任をやめるべき、島津久光は板垣に賛成「内閣ヲ各院省使ヨリ分離シ各参議ノ院省使長官ヲ兼任スルヲ罷メ内閣ハ則チ純然トシテ大臣及ヒ三四参議ノ陛下ヲ輔弼シテ天下ノ大政ヲ総理スル所トナシ以テ各院省使ふ」10月、三条・大久保・岩倉上書、参議と省長官兼任について前に戻すべきである。分離すれば立法行政が分割される。参議が各長官を兼ねる事ををやめ行政院をもうけることに内定していたが行政事務の権限が確定していないため中止となった、紛議をおこす、板垣は性急に行えと奏上した。明治8年10月参議と省長官兼任問題について、2説に分かれ天皇が聖断、「悩ませられしが、午前10時大臣・参議を召してこれを宸裁したまふ…姑く旧に依るべし今朝鮮国事変（江華島事件）の起こるあり、遽かに革むべからずと」島津は三条の失態を列挙した上奏文を提出。参議が外征を議すべきで、兼任をやめ人員を減らす。天皇は以下のように聖断「島津建言の旨趣甚だ不明なり、三条を貶黜すべしと論ずれども其の罪を認むること能はず、熾仁をして之れを糾明せしめば如何にと宣ふ」この後島津、板垣は辞任する。

<sup>22</sup> 明治10年8月4日伊藤博文万機総覧の上奏、裁可さる。大臣ら博文の奏議を賛成して更に奏上 この日太政官を仮皇居に移し仮内閣を御座所に置きたまふ。「皇居及び太政官の炎上するや、旧教部省を以て太政官と為し、が、其の地赤坂仮皇居と相隔れるを以て、日々朝政に臨みたまふことを得ず、毎月四度乃至六度の臨幸あるに止まり、万機総覧に便ならざるのみならず、又君臣水魚の親しみ無きの憾なしとせず、是に於て是の月四日参議伊藤博文上奏して曰く「蓋シ西南ノ変俄カニ今日ニ起ル所以…天下ノ人心未タ一定ノ堵ニ安ンセス而して万機実ニ毫厘ノ謬ヲ戒ム幾方ニ今日ニ在リ」「是の日太政官を仮皇居内ニ移し、仮内閣ヲ御座所ニ置きたまふ、但し仮皇居狹隘なるを以て、賞勲局・法制局・調査局・式部寮・修史館等は当分従前の庁舎に於テ執務することとす」同15日「陛下夙トニ維新ノ業ヲ躬ラシ万機ヲ臨裁シ玉フ然ルニ九重深巖奏聴クノ際或ハ未タ細大ヲ悉スコト能ハサル者アリ」「太政官ヲ宮中ニ移シ以テ内閣ノ名ニ称ハシメンコトヲ今宮府処ヲ異ニシ臨御ニ便ナラス宜ク急ニ太政官ヲ宮中ニ移シ以テ内閣ノ名ニ称ハシメ陛下朝ヲ視ルノ地ヲシテ近ク庭闈ノ間ニ在ラシムベシ維新ノ功臣晩節ヲ完セス罪ヲ以テ死スル者多シ」『天皇紀第4巻』233頁

<sup>23</sup> 明治10年9月1日「明日日より日々内閣臨御あらせられ、親裁の実を挙げたまふことを以て、公文上奏の書式を定め、其の書類に鈴すべき御印を可・聞・覧の三種と定めたまふ」『明治天皇紀第四巻』250頁

<sup>24</sup> 侍補の名称は伊藤博文が命名 9月1日 明日2日より日々（天皇が）内閣に臨御あせられ親裁の実を挙げるたまふこととなるを以て、公文上奏の書式を定め、其の書類に鈴すべき御印を可、聞、覧の三種と定めたまふ」大臣参議連署して奏上同上書250頁。従前と異なり宮府から臨御に便なるを以て、朝10時、暑いときは9時内閣、大臣参議は天皇臨席に、参議は11時暑いときは10時に御前を退く、大臣や輔翼の者は午後二時まで

朝廷にとどまる。同上書252頁

内閣機密事項の事務会議は天皇臨席の時に行う。内閣の公文の形式を、親裁を仰ぐ者、奏事旨を取る者、の二種類とする。

<sup>25</sup> 明治10年8月14日、官軍日向を陥落、延岡の戦い、前線の状況を報告、参軍山縣有朋、西郷前線で指揮、明治10年10月25日、有栖川宮 熾仁親王平定を電奏、明治10年10月岩倉進講「具視明治維新前よりの詔勅及び布達書の概要を適録し、先づ当直侍補をして之を読ましめ、而して後詳細に其の趣旨に就きて説明したてまつる、具視、詔勅及び布達類は悉く聖旨に出でたるものなりと雖も、年所を歴るに従ひて或は御記憶より脱せんことを慮る」この年10月より年末まで9回に渡って進講、奏聞、11月、侍従を各鎮台に派遣して隊長、部長に勅語し兵を慰勞する。12月、岩倉、陸海の元帥人事を内奏。

<sup>26</sup> 明治10年9月12日「本日より10月2日に至るまで21日間内閣に臨御あらせられず」京都で脚氣と風邪の為に還幸することができず。257頁『第4巻』

<sup>27</sup> 明治10年2月征討決定の日木戸は鹿児島に行つて力を尽くしたいと申し出たが「天皇聴したまはず、是の日孝允を召させられ、慰諭して嚴之れを止めたまふ」明治10年3月4日木戸孝允戦況及び将来の目的を上奏、8月14日、官軍日向を陥落、延岡の戦い、前線の状況を報告、参軍山縣有朋、西郷前線で指揮。明治10年5月元田永孚上奏東京へ帰還要請、陛下内閣ヲ以テ常殿となし大臣ヲ以テ腹心トナシ…天子ハ四海ヲ以テ家トス」

<sup>28</sup> 明治11年3月、岩倉儀制調査局設置を建議、「調査すべき事項百数十件を憲法・規則・儀式・雑件の四綱に分之れに付す」明治11年5月、侍補奏請、元田、佐々木親政の実を挙げたまわんことを奏請す。親政といつても内実は大臣に委任している。2・3人の権力者の独裁になっていると思われている「万機親裁の肝要なるを奏上するや、畏くも両眼に涙を浮かべさせらる」「宮内省の改革を行ひ、内大臣若しくは内廷総裁等の官を置きて、総管の任に当たる者を物色し、参議大久保利通を以て最適任と為す」同意を得、伊藤も賛意した。しかるに宮内卿を受諾した直後大久保は暗殺された。凶徒の書いた文書には「上天皇陛下の聖旨に出づるにあらず、下衆庶人民に由るにあらず、唯権官数人の臆断専決する所たり云々との意を記せり、是れ天下一般の所論にして、其の実なきにあらざれば、万機親裁の実を挙げたまわんこと最も急務なりと、乃ち其の趣を奏請することに決す」同上書410頁、侍従の地位を高くして侍補を兼ねる、侍補を廃止し省長官以外の参議を侍補にすることを提案した。12月侍補、改置された。明治11年10月、侍従米田虎雄「明治天皇及び大臣参議に関する聞き書き」竹橋事件の処理に関する天皇と参議について。「主上ハ参議参内ノ遅緩ヲ大ニ御逆鱗被遊サレシトノ事宮内へ第一ニ駆付タルハ吉井山田ノ二人ノミ大隈公ハ翌日御前ニ於テ宣告文ヲ読ムニ声顫（声がふるえ）キ読了ス能ハス」米田虎雄（侍従）の内話、朝比奈元成大隈文書（早稲田学所蔵）明治11年12月、参謀本部設置「天皇、参謀局と陸軍省との間に将来紛議を惹起することをあらんを深く慮らせたまひが、大臣及び陸軍卿山縣有朋等の具奏する所に依り、遂に廟議を納れ、是の日、参謀局を廃して新たに参謀本部を置き、其の条例を定めたまふ」「従来ノ定額金八万円を増加して大に之れを拡張し、軍令・政令の権衡を平均せられんことを請ふと、廟議之れを納れ、定額金の外の金二十五万円を支給すべきに由り、其の改正案

を具申すべきを令す」明治7年予算7万円が25万円となる。その理由は軍令の事務が増加、軍政と均衡をはかり、予算を増加させる「二者相並進すべきものなり」

<sup>29</sup> 明治12年6月佐々木、吉井・元田上奏「万機親裁の名ありて其の実なきを憂ひ、是の月太政大臣・右大臣に面して其の実行を反復懇請す」民権論を批判、君民同治の英国とは国体が違う。「君主親裁立憲政体と言うべきなり」『明治天皇紀第45巻』694頁

明治12年10月侍補を廃止、侍補は権限拡張を主張 12月改置したが官位を高くしたのみ、提案は内閣に留保される。侍補、佐々木らは拜謁の機会が減少、行政の関与は権限外として閣議は政府の権を犯すとして之を許さず、中国における「宦官の如き弊害を生じ」『明治天皇紀第5巻』779頁、9日大臣、参議が侍補の職務を兼任するので速やかに侍補を廃止する。『明治天皇紀第4巻』779頁

<sup>30</sup> 明治12年2月「天皇を酒嗜みたまふと雖も平素は深く之れを慎ませられ晩餐の際少量を用いたまふのみにして、過飲に至らせらるゝ事は稀なりき然るに是歳新年宴会に次ぎて金曜日御陪食等数々あり、常に大臣・参議等との親和を主としたまふより、自ら其の量を過したまふことありて、一月十日の夜宴は午前三時に至り、又再昨日の如きは金曜日御陪食畢るや、更に内廷に於て酒宴を催したまひ、殆ど翌五時に至る」『明治天皇紀第4巻』368頁 侍補は「玉体を損するのみならず聖徳に關することあらんと憂慮し、諫奏せんとせし…」臣下と陪食の後内宴を禁じ、深夜の飲食をやめてほしいと諫奏、その後は宴会に於いて「酔顔を拝することなし」内廷においても1・2盃をとることとなった。

<sup>31</sup> 明治12年5月 西郷(従)陸軍卿上書、三条岩倉を通じて侍従武官設置、西郷(従)、大山巖(陸軍中將)、川村純義海軍卿、連署して「天皇自ら大元帥の職に居たまひ、兵馬の権一に親裁を仰がざるばかり、故に侍従に駢置するに、侍従武官を設くるの要あり」『明治天皇紀第4巻』673-674「平時は軍法研究、戦時は帷幄上奏の末に列し」『明治天皇紀第4巻』674頁 明治12年三条・岩倉奏上親裁の実を挙げる 新裁の実を挙げさせらるゝ事 諸官分任の責を重くせらるゝ事「立憲の政体こゝに建ち君は事を統て事を執らず尋常の政務は之を諸長官に任し其責めに当らしめ而して其成績を綜させらる」『明治天皇紀第4巻』689頁「陸海軍の事一層ご注意あらせられたき事、陸海軍は国家の独立陛下の親しく主宰し玉ふ所なり」

<sup>32</sup> 明治12年3月勤儉聖旨の詔勅、北海道東海より巡幸。

明治12年3月岩倉具視、親裁につき上奏「陛下ノ聖裁ニ在ルノミ」『明治天皇紀第4巻』621頁「太政大臣三条実美、又具視と連署して、第一、勤儉ノ聖旨ヲ奉体スル事 第二、親裁ノ体制ヲ定メラルゝ事、第三、明治八年四月十四日ノ聖詔ヲ遵奉シ立憲ノ国是ヲ守リ漸次ノ方法ニ従フ事の三件を閣議に付す」同上書623-624頁

<sup>33</sup> 明治13年2月27日参議、大臣、各省卿について審議「実美、具視参内して、参議・諸省卿分任の事を具奏す、直ちに聴許あらせられず、熟慮すべきを以て明朝更に参内すべしと勅したまふ」翌日裁可された。同上書28頁

<sup>34</sup> 明治13年2月三条・岩倉、文部卿は河野敏鎌を文部卿として推薦した。しかし天皇は佐々木高行を文部卿にしたかった。天皇は太政大臣、左右大臣に次のように言った「從來内閣に於ける参議の権力強大にして、実に参議兼大臣の観ありき、自今以後大臣たる

者力めて参議を統御すべしと宣したまへり」同上書28頁

<sup>35</sup> 明治13年6月、外債募集大隈の閣議への提議に各参議反対 元田・佐々木が反対の内奏、グラントの不可の奏上ありと元田、佐々木が内奏、大隈案に黒田、西郷、榎本は賛成「天皇 外債募集不可と為したまひ」勅諭『明治天皇紀第5巻』74頁

<sup>36</sup> 明治13年8月、黒田清隆米納論、地租改正以降金納「天皇縷々垂示したまふ所あり、又重信の意見遺策なきこと確乎たらば可なりと雖も、一二年を出ずして変更あるをみるにことあらざるなきかを慮らせられ、深く叡慮を悩ましたまふ、大臣等退きて考ふるに、両論孰れも其の遺賛なきことを保し難し」御前会議を開いても両論を聞き聖断を仰ごう、翌日も太政大臣宅で大討議「天皇、重信をして新たに財政を調査せしむ」重信と伊藤に命じた。伊藤は重信を配慮し固辞したが承諾、博文は岩倉に書を出して「陸軍省を始め各省に就きて實際断行せらるべき経費節減の内談…」各省との交渉は難しい、と述べた。同上書164-165頁

<sup>37</sup> 「軍装にて太政官正庁に臨御、政治を行ひたまふ、其の儀例の如し、是の歳一月二十二日以降十二月二十日に至る間に於て、内閣に臨御し政を聞召すこと六十六回、但し七・八・八・十の四箇月は暑中休暇・巡幸にて殆ど臨御あらせられず、又概ね午前十時に臨御し正午に入らせらるゝを恒とす、二月内閣会議所の新築成れるを以て、同十五日より玉座を同所に設く」明治14年1月4日同上書255-256頁

<sup>38</sup> 明治14年1月 立憲政体の建議（伊藤、山田、井上、山縣、黒田）、伊藤は建言が入れられねば官を辞する。

明治14年3月 天皇、谷干城の辞表を撤回させる。

明治14年6月 立憲政体について、山縣、伊藤、元田ら5人の参議の所見。

<sup>39</sup> 侍講元田、佐々木高行昨日御前に召されて「閣議、参議を廃して参議院を設置し、大臣・各省卿を以て内閣を組織する事に決し」同上書555頁、参議省卿、参議院を開く分任をやめ参議を省卿を兼ねる。同上書559頁「参謀本部長をして内閣に列せしむるの儀は之れを不可なりとする者多数なりしが、博文、右大臣岩倉具視に説きて曰く、薩長出身者中実力ある者、有朋、従道の右に出づるなし、二人をして閣外に去らしめんか、内閣の権力自ら薄弱にして、威令の徹し難き憂なきにあらず、故に今若し参謀本部長たる者の入閣を非なりとせば、有朋を或一省の長官に転ぜしめて閣員に一人たらしめざるべからず」同上書559頁 有朋に代わる参謀本部長は西郷（従）である。

<sup>40</sup> 明治14年3月河野は欧米の豪傑を修身教育にする。孔子孟子を廃し、「修身課については主義を明確にすべしと論ずる者あり、然れども予は之を賛せず、神、儒、佛のいづれにも偏せず、唯忠孝信義を以て身をたつべきを大主義とせざるべからずと力説す、衆皆予が意見に従へり」同上書301頁 明治14年4月内閣人事、岩倉内奏、文部卿・海軍卿の更迭、海軍卿榎本武揚、海軍省の軍務を参謀本部に属させることに榎本は反対、皆川村の復任を望む。伊藤は反対、「天皇深く宸念あらせらる」内閣の混乱に対して深く考えられ、大臣と共に解決策。「天皇又宣はく、元來、大臣・参議等維新の際に於ける勲功大なりと雖も、皆政治に長ぜるにあらず、故に内閣の困難するも亦やむを得ざるなり、是時勢の然らしむる所なれば暫く時機の熟するを俟つの外なからんと、高行聖旨の深遠

なるに感激して退く」同上書319頁 長州出身の参議は職務を熱心、薩摩出身参議は寺島以外は出仕しない。川村が復任すれば黒田、西郷も出仕する。大臣は権威がない。木戸、大久保がいるところは、三条は木戸の言を入れ、岩倉は大久保の言を入れており、調和していた。「然るに今や三大臣は伊藤にのみ傾聴する」同上書319頁 薩摩の参議は常に不平 大臣は参議の調和を策る

<sup>41</sup> 明治14年7月北海道開拓使官有物払い下げ「天皇其の計画の前途を深く慮らせられ、果たして確實なる成算あるかを垂問したまふ」大隈は不可、閣議許可、10年で1万円、明治4年より38万7千円無利息30年で払い下げ明治14年10月参議連名上奏大隈罷免「天皇宣はく、其の事由をを明らかにせずして辞官を強ふべきにあらず」「開拓使官有物払い下げと大隈の進退とは固より別箇の問題なり、然るに大隈辞官せば黒田異議なしとは、其の意を解する能はざるにあらずや」同上書544頁、明治14年10月、内閣制度の改正、参事院創設、参議任免、高行等中正党の意見が採用された。

<sup>42</sup> 山縣有朋、徴兵令から9年経つが定員を満たしていない、4万人常備兵の制を定めたが鎮台によっては2大隊、1中隊を欠く、と述べた。

<sup>43</sup> 明治17年3月侍従職、侍従長、侍従を設置。伊藤を宮内卿、この後明治17年9月 公文奏上種類を3つに分ける 1. 勅裁を仰ぐべきもの 2. 奏聞を経て施行すべきもの 3. 御覧に供すべきもの「書式雛形を定め、自今総て宮内卿の名を以て奏上し、卿不在の時は輔若しくは上席出仕して代奏せしむ」『明治天皇紀第6巻』284頁明治17年11月、西郷・川村連署奏請、国防会議設置、明治18年4月10日

「国防会議を帷握の中に置く」同上書392頁 皇族を議長、陸海軍将官を議員、第6巻391頁「陸海軍協同審議してその計画を一徹」、海岸線の防衛、鉄道、軍港、電信、要塞明治17年12月31日「この歳、天皇、御不予の故を以て、出御あらせざること多し」339頁 18年7月宮内卿、伊藤辞職しようとした。侍従藤波は幼少の時から天皇の近くにいた。古代から天皇は襟を正して大臣の奏上を聴いた。伊藤の話聞くようにと聞いた「天皇色を作り、言忠を叱して曰く、此の如きことは汝の奏すべきことにあらず…直ちに座を起ち寝室に入らせたまふ」翌朝、宮内卿を召して、31日午前10時30分から12時まで、伊藤は国務を奏した。藤波言忠談、いままで拝謁できなかったことを不満の色もみせず。明治18年5月18日監軍本部条例を改正し、監軍本部を3つに分割し大中将がこれに当たる。天皇「速やかに監軍を専任すべし、陸軍中将子爵尾尾子弥太・同子爵谷干城・同子爵三浦梧楼の如きは監軍適任者ならずやと、実美答ふるに左大臣たるひとと議りて後奏上すべきことを以てす」同上書411頁、明治18年7月7日久しく参議に行幸しなかったが伊藤博文邸宮内卿に行幸。午後一時に出て午後8時40分に帰った。博文の父十蔵を召し杯を賜った。27名が晚餐、7月天皇の国務が少なくなった、10時から12時まで、侍従長、侍講と用談のみ、大臣参議に奏聞はない、博文は「遂に其の職を辞せんとするの意あり」同上書446頁

<sup>44</sup> 明治19年9月伊藤、上奏、機務六條、侍従長徳大寺実則を通じて上奏、裁可を仰いだ「天皇の益々政務を励み、親政の実を挙げさせられ、国務大臣をして直ちに拝謁して事務を奏することを得しめんこと」同上書631頁

- <sup>45</sup> 明治19年乗馬は75回前年の倍、毎月5回から十回、政務に暇ができた。
- <sup>46</sup> 明治22年2月、憲法、告文を奏す。正殿にて憲法発布式。憲法を黒田総理大臣に授与憲法大綱領上奏案皇室規則は別に定める。天皇は陸海軍を統率する権を有する事、など18項目、同上書405頁
- <sup>47</sup> 1871年に大元帥という官名が兵部省職員令にあるが、1873年5月8日には一時職員令から削除される。憲法では陸海軍の最高指揮官である天皇が大元帥となった。
- <sup>48</sup> 『現代史資料37』所収、みすず書房昭和42年3月35頁
- <sup>49</sup> 同上書34頁
- <sup>50</sup> 飛鳥井雅道『明治大帝』講談社2002年11月161頁
- <sup>51</sup> 佐佐木信綱『明治天皇御集謹解』朝日新聞社1923年3月
- <sup>52</sup> 水島莊介『仰ぎまつる明治天皇の御聖徳』皇徳奉賛会出版部昭和10年7月8日331頁
- <sup>53</sup> 同上書333頁
- <sup>54</sup> 文部省『明治天皇御集』大正11年9月刊
- <sup>55</sup> 極東軍事裁判の判事にとっての関心事は、天皇が開戦に関わった最も重要な事項は昭和16年9月6日と12月1日の御前会議であった。御前会議について天皇は「全く形式的なもので、天皇には会議の空気を支配する決定権は、ない」と述べた。同上書56頁
- <sup>56</sup> 「帝国国策要綱」御前会議課題における近衛文麿内奏の内容は以下の通りであった。
1. 帝国は自存自衛を全うするため、対米(英、蘭)戦争を辞せざる決意の下に、概ね十月下旬を目途とし戦争準備を完整す
  2. 帝国は右に並行して米、英対し外交の手段を尽くして帝国の要求貫徹に努む、対米(英)交渉において帝国の達成すべき最小限度の要求事項並にこれに関連し帝国の約諾し得限度は別紙の如し
  3. 前掲外交交渉により、十月上旬に至るも、なほ我要求を貫徹し得る目途なき場合においては直に対米(英、蘭)開戦を決意す、対南方以外の施策は既定国策に基き之を行ひ、直に米、ソの対日連合戦線を結成せしめざるに勉む。
- <sup>57</sup> 『昭和天皇独白録』文芸春秋社平成7年7月10日76頁。近衛の手記とは『近衛文麿公・手記 最後の御前会議』時局月報社、昭和21年2月15日
- <sup>58</sup> 同上書90頁
- <sup>59</sup> 同上書159頁
- <sup>60</sup> 大本營の組織は参謀本部、軍令部からなる。大本營会議は天皇、参謀総長、軍令部総長・参謀次長・軍令部次長・参謀本部第1部長(作戦部長)・軍令部第1部長・参謀本部作戦課長・軍令部作戦課長によって構成(陸軍大臣と海軍大臣は会議に列したが発言権はなかった)大本營の組織には内閣総理大臣、外務大臣など政府側の文官は含まれない。
- <sup>61</sup> 『昭和天皇独白録』平成7年7月10日文芸春秋社、記録は昭和21年3月から4月の極東軍事裁判開始直前。
- <sup>62</sup> 同上書27頁、159頁
- <sup>63</sup> 同上書27頁
- <sup>64</sup> 同上書28頁
- <sup>65</sup> 同上書38頁

<sup>66</sup> 同上書159頁

<sup>67</sup> 中尾裕次 防衛庁防衛研究所戦史部監修『昭和天皇発言記録集成』芙蓉書房2003年1月

<sup>68</sup> *Samuel Phillips Huntington "The Soldier and the State: the Theory and Politics of Civil-military Relations", (Harvard University Press, 1957).* 市川良一訳『軍人と国家(上・下)』(原書房, 1978年)

<sup>69</sup> 『高知県立小津高等学校校舎総合落成記念誌創立126周年』平成12年3月

<sup>70</sup> 前掲『昭和天皇独白録』117-119頁

<sup>71</sup> 同上書131頁

<sup>72</sup> 佐藤早苗『東条英機封印された真実—未公開の手記』講談社1995年8月10日68頁

<sup>73</sup> 同上書70頁

<sup>74</sup> 井上毅「陸軍提出案ニ付意見」明治21年4月『井上毅伝史料篇第1』20頁